

平成24年5月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(行ウ)第8号 不当利得返還請求事件

口頭弁論の終結の日 平成24年2月21日

判 決

岡山市中区乙多見347番地

原 告

特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

同代表者理事兼同訴訟代理人弁護士

光 成 卓 明
同訴訟代理人弁護士 東 隆 司

岡山市北区大供一丁目1番1号

被 告 岡 山 市 長

高 谷 茂 男

同訴訟代理人弁護士 佐々木 基 彰

同 横 野 崇 司

同訴訟復代理人弁護士 奥 野 哲 也

同 指 定 代 理 人 中 野 真 吾

同 料 治 茂 樹

同 光 藤 伸 史

同 藤 原 正 典

同 岡 崎 泰 治 郎

同 沼 本 聡 子

同 森 裕 信

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市議会内

被告補助参加人 公明党岡山市議団

同代表者団長 則 武 宣 弘

同訴訟代理人弁護士 鵜野一郎
同 古河真人

主 文

- 1 被告は、岡山市議会における会派「新風会」に対し、103万1495円を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、被告補助参加人に対し、19万3847円を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、岡山市議会における会派「ゆうあいクラブ」に対し、202万1975円を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、岡山市議会における会派「政隆会」に対し、95万6351円を支払うよう請求せよ。
- 5 被告は、岡山市議会における会派「市民ネット」に対し、30万8544円を支払うよう請求せよ。
- 6 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 7 訴訟費用（補助参加により生じた費用は除く。）は、これを8分し、その1を被告の、その余を原告の負担とし、補助参加により生じた費用は、これを20分し、その1を被告補助参加人の、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、岡山市議会における会派「新風会」に対し、680万3737円及びこれに対する平成20年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、被告補助参加人に対し、380万9125円及びこれに対する平成20年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、岡山市議会における会派「ゆうあいクラブ」に対し、558万78

08円及びこれに対する平成20年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

4 被告は、岡山市議会における会派「政隆会」に対し、604万3607円及びこれに対する平成20年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

5 被告は、岡山市議会における会派「市民ネット」に対し、359万6101円及びこれに対する平成20年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

6 被告は、岡山市議会における会派「日本共産党岡山市議団」に対し、352万0971円及びこれに対する平成20年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、岡山市内に所在する特定非営利活動法人である原告が、岡山市議会の会派6団体が平成19年7月1日から平成20年3月31日までの間に政務調査費として支出した金額のうち、一部に用途基準に違反する違法な支出があるため、上記各会派には違法な支出相当額を同市に返還すべき義務があるのにその返還をせず、同市の損失において不当に利得し、またそのことにつき悪意であることから、同市は上記各会派に対して不当利得返還請求権及び法定利息請求権を有しているにもかかわらず、それらの行使を違法に怠っている旨主張して、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、上記各会派に不当利得として上記違法な支出相当額及びこれらに対する政務調査費に関する収支報告がされた日の翌日である同年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

1 関係法令等の定め、行政規則、取扱い

(1) 地方自治法（平成20年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。）

100条

13項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

14項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

() (2) 岡山市議会の各会派に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第1号。平成20年条例第42号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）

(趣旨) 1条

この条例は、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、岡山市議会議員の調査研究に資するための経費の一部として、議会における各会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の交付対象) 2条

() 政務調査費は、岡山市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(政務調査費の額及び交付方法) 3条

会派に対して交付する政務調査費の月額額は、当該会派の所属議員数に応じ、議員1人につき135,000円を乗じて得た額とし、半期ごとに交付する。

2項から5項まで (略)

(使途基準) 5条

会派は、政務調査費を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、

市政に関する調査研究のための経費以外のものに充ててはならない。

(収支報告書等の提出等) 7条

政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書等の証拠書類の写しを添えて、議長に提出しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書及び領収書等の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3項 (略)

(政務調査費の返還) 8条

市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還させるものとする。

別表（5条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するため要する経費（会場費、器材借上費、講師謝金、出席者負担金、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のため必要な内外の先進地調査等に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のため必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳料等）

資料購入費	会派の行う調査研究活動のため必要な図書, 資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について住民に報告し, PRするために要する経費 (広報紙, 報告書等の印刷製本費, 送料, 会場費等)
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望, 意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費, 器材借上費, 印刷費, 茶菓子代等)
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費 (賃借料, 維持管理費, 備品・事務機器等の購入・リース費等)
雑費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

(3) 政務調査費による海外旅行に関する取扱要領 (乙4)

(趣旨) 1条

この要領は, 本市議会の各会派に交付される政務調査費による海外行政調査の旅費に関する事項を定めるものとする。

(派遣) 2条

政務調査費による海外行政調査の派遣は, 次の場合に実施する。

- (1) 諸外国における先進的な行政事情その他必要な事項を調査するために
行う行政調査。
- (2) 姉妹・友好都市への国際親善等特別の目的をもって派遣する場合。

(制限) 3条

政務調査費による海外行政調査を実施する場合における制限は, 次の各号に定めるところによる。

- (1) 派遣人数については1回につき議員2人以上とする。

- (2) 派遣回数については、議員1人当たり年間3回までとする。
- (3) 派遣期間については、概ね5日間以内とする。
- (4) 旅費の支出枠については、総計で議員1人当たりの政務調査費の年間交付額の9分の1以内とする。
- (5) 派遣先は主として公的機関とする。
- (6) 観光目的の海外旅行ツアーを利用して行政調査は実施できない。
- (7) 他の海外行政調査の派遣と重複して実施できない。
- (8) 本会議等開催中は実施できない。

(4) 岡山市における旅費計算の取扱い（乙3，乙7）

政務調査費は、岡山市の旅費規程、「特別職の職員」に基づき計算する。

日当は、1日当たり定額（特別職の職員は3000円）を支給する。ただし、県内出張の場合は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、日当を支給しない。1日の全行程が、鉄道100km、水路50km、陸路25km未満の旅行の日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、定額の2分の1を支給する。鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4km、水路2kmをもってそれぞれ陸路1kmとみなす。公用車を利用した場合は、上記の2分の1に相当する額を支給する。昼食代が不要の場合は、同じく2分の1に相当する額を支給する。公用車利用かつ昼食代不要の場合は、日当は支給しない。

宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額（特別職の職員は1万4800円）を支給する。水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。前泊は、当日の出発では出発地での用務の開始時間に到着できない場合、後泊は、用務の終了時刻からでは、当日中に戻れない場合に限り認めている。旅行命令書に前泊・後泊が必要な理由も記入する。

2 争いのない事実等（証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実を含む。）

(1) 当事者等

ア 原告は、岡山市内に所在する特定非営利活動法人である。

イ 被告は、岡山市の執行機関である。

ウ 新風会、被告補助参加人、ゆうあいクラブ、政隆会、市民ネット、日本共産党岡山市議団（以下、上記6団体を併せて「本件各会派」という。）は、いずれも岡山市議会における会派である。

(2) 本件各会派への政務調査費の交付

被告は、平成19年度（ただし、平成19年4月分を除く11か月分。以下同じ。）の政務調査費として、本件各会派に対し、以下のとおりの金額を交付した。

ア 新風会	1903万5000円
イ 被告補助参加人	1485万0000円
ウ ゆうあいクラブ	1336万5000円
エ 政隆会	1336万5000円
オ 市民ネット	1039万5000円
カ 日本共産党岡山市議団	742万5000円

(3) 本件各会派からの収支報告書の提出

本件各会派は、岡山市議会議長に対し、平成20年4月30日、平成19年度の政務調査費に係る収支報告書を提出し、残余额を被告に返還した。本件各会派の報告した政務調査費の支出額及び残余额は、次のとおりである。

ア 新風会

支出額	1754万3032円
(うち7月ないし3月分)	(1574万1652円)
残余额	150万2134円

(うち預金利息) (1万0166円)

イ 被告補助参加人

支出額 1228万3363円

(うち7月ないし3月分) (1091万1090円)

残余额 257万6227円

(うち預金利息) (9590円)

ウ ゆうあいクラブ

支出額 1331万1392円

(うち7月ないし3月分) (1069万6721円)

残余额 5万9447円

(うち預金利息) (5839円)

エ 政隆会

支出額 1150万4975円

(うち7月ないし3月分) (1028万0742円)

残余额 186万7017円

(うち預金利息) (6992円)

オ 市民ネット

支出額 1078万8174円

(うち7月ないし3月分) (875万0947円)

残余额 0円

不足額 39万3174円

(うち預金利息) (317円)

カ 日本共産党岡山市議団

支出額 742万8329円

(うち7月ないし3月分) (679万7688円)

残余额 11円

(うち預金利息)

(3340円)

(4) 本件訴えに至る経緯

ア 原告は、岡山市監査委員会に対し、平成21年4月10日、本件各会派が平成19年度の政務調査費として支出した別紙1記載の各支出（各「会派支払額」欄に記載の金額が各支出額である。以下「本件各支出」という。）のうち、一部に用途基準に違反する違法な支出があるため、本件各会派には、上記違法な支出相当額を同市に返還すべき義務があるところ、その返還をせず上記違法な支出相当額につき同市の損失において不当に利得していることから、同市は本件各会派に対して不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、それらの行使を違法に怠っているとして、以下の金額につき被告に返還請求するよう求める監査請求をした（甲1）。

ア) 新風会	880万8368円
イ) 被告補助参加人	392万8572円
ウ) ゆうあいクラブ	662万4448円
エ) 政隆会	721万4061円
オ) 市民ネット	502万0430円
カ) 日本共産党岡山市議団	367万1861円

イ 上記監査請求を受け、岡山市監査委員は、平成21年6月8日、以下の金額の返還請求を求める限度で理由があるとして、その請求を一部棄却し、同日原告に通知した（甲2）。

ア) 新風会	87万2150円
イ) 被告補助参加人	0円
ウ) ゆうあいクラブ	67万1432円
エ) 政隆会	30万2040円
オ) 市民ネット	21万7412円
カ) 日本共産党岡山市議団	0円

(5) 収支報告後の返還

本件各会派は、提出した収支報告書に係る各残余額を返還した後、さらに以下の金額を被告に返還した。

ア 新風会	87万2150円
イ 被告補助参加人	0円
ウ ゆうあいクラブ	73万3597円
エ 政隆会	30万2040円
オ 市民ネット	21万7412円
カ 日本共産党岡山市議団	0円

(6) 本訴提起

原告は、平成21年7月8日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

3 争点

(1) 本件各支出が使途基準に違反しているか否かについての判断基準

(原告の主張)

ア 判断基準

市議会議員の活動は、政務調査費との関係においては、観念上、「政治活動」と「私的活動」に区分でき、そのうち「政治活動」は、市政に関する調査研究のための活動である「政務調査活動」とそれ以外の「政務調査以外の政治活動」に区分できるところ、地方自治法100条に基づき制定された本件条例によると、会派は、政務調査費を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究のための経費以外のものに充ててはならず、会派がその年度において市政の調査研究に資するための必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときにおいては、被告に返還すべきであるとされている。したがって、市議会議員の活動のうち、本件条例5条に基づく別表に定める使途基準に該当するものについ

てのみ、市政に関する調査研究のための経費とすることができる。

ところで、政務調査費の財源が当該地方公共団体の住民の経済的負担に依拠していること、政務調査費は補助金でまかなわれており、最小の経費で最大の効果を挙げることが期待されていること、地方公共団体の経費は目的達成のために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないこと等からすると、岡山市議会における政務調査費としては、その年度において支出された市政の調査研究に資するため必要な経費に限り、支出が許されるものである（目的達成のために必要で、かつ目的に比し著しく高額でない支出に限り許される）。また、「政務調査活動」、「政務調査以外の政治活動」、「私的活動」のいずれに用いられたか判別できないものについては、合理的に案分された額の限度において、政務調査費として支出が許されるべきである。加えて、本件条例には、政務調査費の収支報告書に添付して領収書等の証拠書類を提出すべきであるとの規定があることに鑑みれば、領収書やそれに匹敵する証拠価値を有する証拠書類が添付されたものについてのみ政務調査費としての支出が許されるというべきである。

そして、上記「政務調査活動」に係る支出に当たるか否かを判断するために必要な資料は専ら被告の手元にあること、政務調査費には公益性があり、透明性が要請されていること、政務調査費の収支に関し領収書等の証拠書類の提出が要求されていることからすれば、被告がその判断に足りる資料を提供すべきであり、それが提供されない限り、また、提供された資料によって支出の適法性が明らかにならない限り、当該支出は違法であると推認されるべきである。

以下、本件条例別表に掲げられている項目について述べる。

- イ 研究研修費（会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するため要する経費（会場費、器材借上費、講師謝金、出席者負担金、交通費、旅

費、宿泊費等))

研究会や研修会等に係る支出が政務調査費として適切であるためには、研究研修の目的が市政に関する調査研究で、その費用が目的・効果との関係で著しく高額でないことが必要である。

(ア) 研究研修会の開催及び参加に係る費用

会合の名や内容及び開催団体の名が不明な支出、音楽会、映画鑑賞会、政党活動・講演活動を目的とする会合等、会合の目的が市政の調査研究に資すると認められない会合に係る支出は違法である。また、飲食を伴う会合に係る支出は違法である。そして、政務調査活動である一方、政務調査以外の政治活動としての活動が混在する会合に係る費用については、原則として50%で案分した限度で支出が許されるべきであるし、講演の受講者が議員だけでない会合に係る費用は、基本的には、受講者に占める議員の割合により案分した限度で支出が許されるべきである。

食事代は、講師のものを除き支出は違法である。

(イ) 団体会費（団体に所属するための費用）

団体に所属することは、本人の政治的・社会的信条又は私的関心によるものと考えられ、市政に関する関心とは考えられないので、団体会費に係る支出は違法である。

(ウ) 施設入館に係る費用

市政に関する調査研究の対象として適切でないもの、施設名が不明なものに係る支出は違法である。

(エ) 自動車燃料代

自家用車を走らせるのに政務調査活動以外の活動があることは明らかであるが、その区別は困難であるから、原則として50%で案分した限度で支出が許されるべきである。

2台以上の自動車に給油している場合、給油量の少ない車両に係る支

出は違法である。また、同一日に2回給油している場合は、2台以上の自動車に給油したものと推定されるので、後の給油に係る支出は違法である。

洗車代、オイル代、掃除代の支出は違法である。

(イ) タクシー代

タクシーが政務調査活動以外の活動にも用いられることは明らかであるから、原則として、50%で案分した限度で支出が許されるべきである。ただし、市外での又は市外へのタクシー代で対応する研究研修費等の支出がないもの、議員の自宅と市役所との往來のうち本会議・委員会開催日の往來に要したもの、公務に要したもの、政党活動に要したもの、乗降時間が不明なもの又は「市内」とのみ表示されているもので2000円を超えるもの、午後10時以降の乗車、市内野田屋町、磨屋町、田町、中央町、柳町（以下「夜の街ゾーン」という。）で午後5時以降に降車したか午後7時以降に乗車したものに係る支出は違法である。

また、政務調査活動を目的としていたことが明らかであっても、複数の目的が混在する活動の移動に要したタクシー代については、50%で案分した限度で支出が許されるべきである。

(ロ) 駐車料

午後10時から午前6時の間を含むもの、夜の街ゾーンでの駐車で、午後7時の時間を含むもの、駐車時間や駐車場所の不明なもの、市外での駐車に目的の判別しないものに係る支出は違法である。

ウ 調査旅費（会派の行う調査研究活動のため必要な内外の先進地調査等に要する経費（交通費、旅費、宿泊料等））

調査旅費に係る支出が政務調査費として適切であるためには、その目的が市政に関する調査研究で（視察等の目的が記載されていないもの又は不十分な記載しかないもの、韓国、台湾、北朝鮮への親善・友好訪問の費用

に係る支出は違法である。), その費用が目的・効果との関係で著しく高額でないことが必要である。さらに, ①支出された旅費が実費であること(岡山市の旅費規程等に基づく日当等の支払は許されない。), ②旅行の主目的が調査研究であること, ③旅行費用が調査の目的・効果と対比して適切であること, ④旅行先での主な行動が調査であること等が求められる。

また, 市政に関する調査研究以外の目的も混在する場合は, 50%で案分した限度で支出が許されるべきである。

()
ア) 自動車燃料代, タクシー代, 駐車料
研究研修費の場合と同様に考える。

イ) 本人以外の運賃等
違法である。

エ 資料作成費(会派の行う調査研究活動のため必要な資料の作成に要する経費(印刷製本費, 翻訳料等))

資料作成費としては, 写真現像代, コピー代, テープ起こし代等が挙げられるところ, その記録する事項等が市政に関する調査研究にあたらぬものに係る支出は違法である。政務調査活動以外の目的が混在しているものは, 50%で案分すべきである。

()
その他, 写真用の額等, 記録の目的を超えるものに係る支出は違法である。

オ 資料購入費(会派の行う調査研究活動のために必要な図書, 資料等の購入に要する経費)

資料名や種類が不明なものに係る支出は許されず, 同一の資料を複数冊購入することは認められない。

ア) 住宅地図

選挙対策が目的と思われ, 「政務調査以外の政治活動」のための支出であるから, 違法である。仮に, 市政に関する調査研究の目的を含んで

購入されたとしても、その他の目的も混在するから、50%で案分した限度を超えた支出は違法というべきである。

(イ) 商業新聞代

会派控室用の一般商業紙に関する購入費用は50%で案分した限度で支出が許されるべきである。

自宅用、事務所用の購入費用に係る支出は違法である。仮に、市政に関する調査研究という目的を含んで購読されていたとしても、新聞は通常購読するものであり、その他の目的が混在することは明らかであるから、50%で案分した限度を超えた支出は違法というべきである。

(ウ) 政党誌、団体誌、業界紙

反対派団体の機関誌等の購入費用は政務調査費として認められる。

議員自身が所属し又は支援を受ける政党・団体等の発行する新聞等の購入費用に係る支出は、個人の信条、私的関心に基づくものであるから違法である。仮に、市政に関する調査研究の目的を含んで購入されたとしても、その他の目的も混在するから、50%で案分した限度を超えた支出は違法というべきである。

業界紙の購入費用は違法である。

(エ) 書籍、情報誌

地図、時刻表、辞書、ネットオークションガイド、式辞事例集等、一般教養、一般知識に属すると認められるものに係る支出、古文書等専ら人の趣味的関心に属すると認められるものに係る支出、その他、市政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と判断されないもの（自治体が需用費でなく交際費から支出する種類のもの）に係る支出は違法である。仮に、市政に関する調査研究目的があつて購入されたとしても、他の目的も混在しているといえるから、50%で案分した限度を超えた支出は違法というべきである。

カ 広報費（会派の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費（広報誌、報告書等の印刷製本費、送料、会場費））

広報費については、住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする範囲を超えた支出は許されない。また、市政報告に係る経費には、一般的に、政務調査活動以外の政治活動に係るものが混在しているため、原則として50%で案分した限度で支出が許されるべきである。

㉞ 市政報告紙に係る費用

市政報告紙を発行、配布することは、一般的には、政務調査活動以外の政治活動も混在するものであるため、市政報告紙に係る費用については、原則として50%で案分した限度で支出が許されるべきである。

80円切手購入に係る支出は、市政報告郵送に用いられることが相当程度あるため、原則として50%で案分した限度で支出を適法とすべきであるが、30日以内で400枚（3万2000円）以上の大量購入をしているものについては、当年度の市政報告等の郵送に用いられたと認められない場合又は対応する印刷費等の報告書作成費が計上されていない場合、支出を違法とすべきである。また、市政報告等の企画・デザイン費で、印刷費の支出を伴わない等、印刷物との関連が不明なものに係る支出は違法である。

㉟ 市政報告会に係る費用

会場料、茶菓子代に係る支出は、原則として50%で案分した限度で支出が許されるべきである。報告会の看板代、司会料、食事代に係る支出は違法である。

㊱ ホームページ制作等に係る支出

50%で案分した限度で支出が許されるべきである。

㊲ 市議会発言集印刷費に係る支出

50%で案分した限度で支出が許されるべきである。

(イ) その他

暑中見舞いハガキ，年賀ハガキ，私製ハガキ，絵ハガキの購入及び50円切手の大量購入に係る支出は，市政報告等と無関係な支出であり，違法である。

キ 広聴費（会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望，意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費，器材借上費，印刷費，茶菓子代等））

広聴費については，住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする範囲を超えて政務調査費から支払うことは許されない。また，広聴会には，一般的には，政務調査活動以外の政治活動も混在しているため，原則として50%で案分した限度で支出が許されるべきである。

会合等に係る会場料については，原則として50%で案分した限度で支出を適法とすべきであるが，飲食を伴うもの，過度に高額な会場の費用に係る支出は違法である。看板代に係る支出は違法である。

ク 人件費（会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費）

会派職員の業務には，政務調査活動と政務調査以外の政治活動が混在しているため，給与，社会保険料等の人件費に係る支出は，50%で案分した限度で支出が許されるべきである。

ケ 事務費（会派の行う調査研究活動のために必要な事務に要する費用（賃借料，維持管理費，備品・事務機器等の購入・リース費等））

(ア) 文具系消耗品，事務機器，日用品，備品等に係る費用

文具系消耗品，リース料（コピー機，印刷機），コピー機サービス料，使用料，パソコン，ノートパソコン及びプリンタ購入費，カメラ，デジタルカメラ，ICレコーダー，シュレッダー等購入費，パソコンソフト，USBメモリ購入費，バージョンアップ・修理費については，50%で

案分した限度で支出が許されるべきである。

電子辞書に係る支出は違法である。

事務連絡用切手等の扱いは、広報費の場合に準じるべきである。日用品、内容不明の振込手数料、銀行の再交付手数料に係る支出は違法である。

(イ) 電話料金，FAX料金

会派控室で使用するものについては、50%で案分した限度で支出が許されるべきであり、事務所で使用するものについては、2台まで50%で案分した限度で支出が許されるべきである。自宅電話、携帯電話に係るものは、33%で案分した限度で支出が許されるべきであり、自宅電話の2台目以降の料金に係る支出は違法である。

(ウ) 事務所賃料，光熱費

事務所賃料に係る支出は、50%で案分した限度で支出が許されるべきである。貸主又は物件が不明なもの、貸主が自己、親族又はこれらと同視できる者である場合、支出は違法である。

事務所用光熱費については、50%で案分した限度で支出が許されるべきである。水質改良機器、異常に高額な特殊水・飲料等の購入費の支出は違法である。

(被告の主張)

ア 判断基準

政務調査費は、市議会議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであるところ、地方議会の議員は市政の向上と発展を模索するために日常的に政務の調査研究活動を行うことが期待されており、調査研究の対象は広範囲に及び調査方法も多様であること、市議会議員は選挙により選出された住民の代表であり、市の条例の制定、改廃、予算の議決、決算の認定等の重要事項について議決機関の構成員で

あるとともに、執行機関の行為を監査すべき立場にあり、その活動の母体である所属会派は、議会において独立性を有する団体として執行機関や他の会派からの干渉を排除し自主的に活動することを保障されるべき存在であって、その調査研究活動は他の会派や執行機関から干渉を受けることなく自由に行われなければならないことに鑑みると、市政に関する調査研究に資するための必要な経費としての支出の適合性に関する判断については、本件各会派の広い裁量が認められるものと解される。

したがって、一見明白に違法又は不当な支出であることが原告により立証されたものを除いては、会派の裁量権を尊重し、使途基準に反する違法な支出とはいえないと解すべきである。また、領収書がなくても、他の証拠書類があればその支出は違法とならない。

イ 研究研修費

研究研修費として要した費用が高額であったとしても、市政に関する調査研究に資する以上、違法な支出ではない。

ア) 研究研修会の開催及び参加に係る費用

会合の内容や開催団体が不明なものであっても、開催団体やその内容が架空である場合又は内容が研究研修目的といえない場合でない限り、その支出が違法とはいえない。また、飲食を伴う会合に係る支出であっても、会議の目的達成のために飲食が必要となることもあり、その場合の飲食は、私的に行う飲食と異なる公的性質を帯びるといえるから、社会通念上必要かつ相当と認められる範囲の支出であれば、飲食費に係る部分を含め違法な支出でない。講演の受講者が議員だけでなく、他の者がオブザーバー、傍聴で参加しているにすぎないような場合には、政務調査費として全額支出しても違法でない。

イ) 団体会費

団体会費が研究研修費として認められるか否かは、その目的や活動内

容によって判断される。

(ウ) 施設入館に係る費用

市政に関する調査研究の対象として適切でないものに係る支出が違法であることは認めるが、その対象として適切であるものに係る支出は適法である。

(エ) 自動車燃料代

自家用車の燃料代に係る支出が50%で案分した限度で許されるべきことは認め、それを超える部分については、本件各会派は既に返還済みである。また、洗車代、オイル代、掃除代に係る部分についても返還済みである。

2台目以降の自動車の給油費用については、その実質を踏まえ判断される。

(オ) タクシー代

議員の自宅と市役所との往来のうち本会議・委員会開催日の往来に要したタクシー代が、政務調査費として違法な支出となることは認め、その部分については全額返還済みである。

その他のタクシー代が調査旅費として認められるか否かについては、その実質を踏まえ判断される。

(カ) 駐車料

駐車料が調査旅費として認められるか否かについては、その実質を踏まえ判断される。

ウ 調査旅費

調査旅費として要した費用が高額であったとしても、市政に関する調査研究に資する以上、違法な支出ではない。また、岡山市の旅費規程に基づく日当等の支出も違法なものではない。

(ア) 自動車燃料代、タクシー代、駐車料

研究研修費の場合と同様である。

(イ) 本人以外の運賃等

本人以外の運賃等が調査旅費として認められるか否かについては、実質を踏まえ検討される。

エ 資料作成費

写真現像費，コピー代，テープ起こし代等が資料作成費として認められるか否かについては，その実質を踏まえ判断される。

オ 資料購入費

市政に関する調査研究の対象は広範囲に及び，調査方法も多様といえるから，一見明白に違法又は不当な支出であると認定できるものを除いては，本件各会派の裁量権を尊重すべきである。

(ア) 住宅地図

選挙対策が目的ではなく，市政に関する調査研究のために購入し，使用しているものである。

(イ) 商業新聞代

市政に関する調査研究を目的として購入しているから，違法にはならないし，案分する理由もない。

(ウ) 政党誌，団体誌，業界紙

議員本人が加入している団体か否かを問わず，市政に関する調査研究に資する資料の購入費として，その支出が認められる。

業界紙の購入費用も，市政に関する調査研究に資する資料の購入費といえ，支出は違法でない。

(エ) 書籍，情報誌

実質を踏まえ検討される。

地図，時刻表，辞書，ネットオークションガイド，式辞事例集等も政務調査活動を目的としたものであり，その購入費に係る支出は違法でない。

い。

カ 広報費

市政報告は、市政に関する情報、議員活動状況等の情報を住民に提供し、住民の意見を聞いた上で今後の議員活動に反映されることを目的としたものであり、政務調査活動以外の政治活動に関する部分はなく、案分の必要はない。

() (ア) 市政報告紙に係る費用

案分の必要はない。

(イ) 市政報告会に係る費用

案分の必要はない。

(ウ) ホームページ制作等に係る支出

案分の必要はない。

(エ) 市議会発言集印刷費に係る支出

案分の必要はない。

(オ) その他

暑中見舞いハガキ、年賀ハガキ、私製ハガキ、絵ハガキの購入及び50円切手の大量購入に係る支出は、実質に即して判断されるべきである。

() キ 広聴費

広報費と同様、案分の必要はない。

ク 人件費

人件費は、会派雇用職員に係るものと、議員が個別に雇用するアルバイトに係るものがあるところ、前者は会派控室にて市政に関する調査研究を行うため雇用された職員に係るものであり、後者も市政報告紙等の配布作業という市政に関する調査研究のため雇用された職員に係るものであるから、案分の必要はない。

ケ 事務費

事務費のうち、会派控室内で使用するものについては、専ら政務調査活動に利用されるものであるから、案分の必要はない。自宅や個人事務所で使用・利用されている事務費については、自宅電話、携帯電話以外については案分の必要はない。

(ア) 文具系消耗品、事務機器、日用品、備品等に係る費用

文具系消耗品、リース料（コピー機、印刷費）、コピー機サービス料、使用料、パソコン、ノートパソコン及びプリンタ購入費、カメラ、デジタルカメラ、ICレコーダー、シュレッダー等購入費、パソコンソフト、USBメモリ購入費、バージョンアップ・修理費については、案分の必要はない。

電子辞書は、市政に関する調査研究のために用いるものであり、その支出は違法でない。

(イ) 電話料金、FAX料金

会派控室・事務所で使用するものについては、案分の必要はない。

自宅電話、携帯電話に係るものは、50%の限度で案分されるべきであることは認める。自宅の2台目以降の電話料金については、実質を踏まえ判断される。

(ウ) 事務所賃料、光熱費

事務所賃料にかかる支出は、実質を踏まえ検討される。

事務所用光熱費については、案分の必要はない。

(2) 本件各支出が用途基準に反するか

(原告の主張)

本件各会派による本件各支出の違法性については、別紙1「査定コメント」欄に記載のとおりである。

(被告の主張)

本件各会派による本件各支出の違法性については、別紙1「被告の反論」

欄に記載のとおりである。

(3) 違法に怠る事実の有無

(原告の主張)

被告は、本件各支出に係る不当利得返還請求権を有しており、また、その事実を認識すべきであったにもかかわらず、上記請求権の行使をしていないから、財産の管理を違法に怠っているというべきである。

(被告の主張)

争う。

(4) 附帯請求の起算日、原告が民法704条にいう「悪意の受益者」に当たるか

(原告の主張)

本件各会派は、使途基準に反する違法な支出をしていることを認識しており、収支報告書の提出期日、すなわち政務調査費として交付を受けた金額のうち残余额の返還義務が生じる日から「悪意の受益者」ということができる。

(被告の主張)

争う。

被告は、本件各支出に使途基準と適合しないものがあることを認識していなかったから、「悪意の受益者」に当たらない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件各支出が使途基準に違反しているか否かについての判断基準)について

(1) 判断基準

地方公共団体の議会の議員が行う公的活動には、政務調査活動と政務調査以外の政治活動があるところ、地方自治法100条13項は、政務調査活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対して政務調査費を交付することを認め、その内容を条例で定めることとし、これを受けて制定

された本件条例5条において、政務調査費の使途基準が定められている。したがって、本件各支出が政務調査費として違法な支出となるか否かは、それらが使途基準に合致するか否かによって決せられることになる。

ところで、地方自治法100条による政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである（最高裁判所平成17年（行フ）第2号同年11月10日第一小法廷決定・民集59巻9号2503頁参照）。そして、上記政務調査費の制度趣旨に加え、地方公共団体の議員の活動内容は広範に及ぶこと（同条1項参照）や、政務調査費の財源が当該地方公共団体の住民の経済的負担に依拠していることを併せ考慮すると、政務調査費の支出に関しては、議員の自主性、自立性が尊重されるべきであるといえる一方で、その自主性、自立性を考慮してもなお、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていると認められる場合においては、当該支出は使途基準に合致しないものとして違法になると解するのが相当である。

したがって、原告は、本件各支出が議員の行う調査研究活動のための支出として、合理性ないし必要性を欠いていることを主張立証しなければならないことになるが、政務調査費についてはその使途に透明性の確保が求められていること、同条14項及び本件条例7条1項が政務調査費の交付を受けた会派に対し、領収書等の証拠書類とともに当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書の提出を義務付けていることからすれば、議員の自主性、自立性を尊重して考えてもなお、本件各支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる事情が認

められる場合には、当該支出が違法であることが事実上推認され、被告において、この推認を妨げるに足りる反証を行う必要があるというべきであり、この反証がされない場合には、当該支出が使途基準に合致しないものと認めるのが相当である。

なお、第三者によって支出内容、数量等が明確に記載された領収書がない場合においても、領収書を徴し得ない場合もあること、その他の証拠書類によりいかなる費目にいかなる額の支出がされたかが明らかにされる限り当該支出が使途基準に合致するか否かは判断できることから、領収書がないことをもって、直ちに違法な支出であるというべきでない（本件条例も証拠書類を領収書に限定しているわけではない）。

上記を踏まえ、以下、本件条例別表による各項目の判断基準について検討する。

(2) 研究研修費

研究研修費としての支出は、開催及び参加の対象となる会合の目的と市政との関連性、その研究研修内容と上記目的との関連性、支出額が目的や内容等に照らし相当であるか等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くものか否かについて判断すべきである。

ア 研究研修会の開催及び参加に係る費用

(ア) 会合の開催及び参加に係る支出は、当該会合の目的や研究研修内容が市政と関連するものであり、支出額も相当である場合には違法というべきでない。一方で、当該会合の内容が不明なもの、当該会合の目的や内容からしてその参加と市政との関連性が疑わしいもの、政党活動・後援活動を目的とした会合であると疑われるもの、目的や内容に比し支出額が相当でないと疑われるもの等については、議員の自主性、自立性を尊重して考えてもなお、本件各支出が議員の行う調査研究活動のための支

出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる事情があるといえるから、支出が違法であると推認される。

(イ) 飲食を伴う会合（弁当の出る会合を含む。）については、会合の際に飲食を伴っていたからといって、その会合の目的及び内容が市政の調査研究活動として合理性ないし必要性を欠いているといえない場合には、飲食費を除く当該会合に係る支出を違法ということはできない。また、飲食費についても、研究内容又は目的達成の上で関係者との会食等を要する場合あるいは研究や会合を行う日時について昼食時や夕食時以外の日程をとることが困難である場合等に、飲食が必要となる場合もあり得るところであり、このような場合における飲食は、市政の調査研究に伴うものとして、議員個人が日常、私的に行う飲食とは異なる公的性質を帯びるものといえることができる。そこで、飲食を伴う会合における飲食費の支出については、当該会合の目的とする調査研究の内容に伴い、社会通念上必要かつ相当と認められる範囲においては、市政に関する調査研究に伴う一種の経費として許容されると解するのが相当である。このような必要性、相当性の有無を判断するに当たっては、当該会合の目的、内容と当該飲食の場所及び内容、支出金額、回数等を考慮し、調査研究に伴うものとして社会通念上適切なものか否か判断すべきである。

(ウ) 会合の参加費、受講料、資料費については、参加に必要な人数分に限り支出が許されるべきである。

講演の受講者が議員だけでない会合に係る費用については、当該会合の性質や目的との関係で、議員以外の受講も必要と認められる場合においては、全額を政務調査費として支出することも許されるというべきであるし、議員のみが受講した場合と費用に差異がない場合においても、やはり全額を政務調査費として支出することに違法はないというべきである。

イ 団体会費

団体会費に係る支出については、当該団体の目的及び活動内容、議員の参加状況等に鑑み、議員がその団体に所属することが市政に関する調査研究を目的としたものであり、その活動内容と市政との関連性がある場合においては、その支出を違法というべきでない。

ウ 施設入館に係る費用

施設入館に係る支出については、当該施設の性質及び議員による報告内容等に鑑み、当該施設への来館が市政に関する調査研究を目的としたものであり、上記目的と来館に関連性がある場合においては、研究研修費として支出が許されるべきである。

エ 自動車燃料代

研究研修に要する移動のために必要な自動車燃料代は、研究研修費としての支出が認められるべきものである。しかしながら、議員が自動車を調査研究活動に使用していることが明らかである一方で、調査研究以外の活動に使用していることもまた明らかであるから、議員の要した自動車燃料代については、その全額を政務調査に用いたことが明確になっていない限り、台数や給油日如何にかかわらず、50%で案分し、その限度で支出が認められるとするのが相当である。

オ タクシー代

研究研修会に係る移動の際にタクシーが使用された場合、タクシーの使用及びその支出額が相当性を欠くものでない以上は、利用時間帯や利用場所如何にかかわらず、タクシー代全額を研究研修費として支出することが許される。

カ 駐車料

研究研修会に係る移動の際に自動車が用いられ、その駐車が必要となった場合、自動車の使用や駐車時間等が相当性を欠くものでない以上は、利



用時間帯や利用場所如何にかかわらず、駐車料全額を調査旅費として支出することが許される。

(3) 調査旅費

調査旅費としての支出は、調査の目的と市政との関連性、その調査内容と上記目的との関連性、支出額が目的や内容等に照らし相当であるか等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くものか否かについて判断すべきである。

上記のことからすれば、基本的には実費に限り適法な支出であるというべきであるが、現地調査が議員の通常の職務内容と異なる職務であること等からすれば、日当として岡山市の旅費規程等に基づく相当性の認められる額を調査旅費として使用することも合理性ないし必要性を欠くとまでいうことはできない。

ア 自動車燃料代、タクシー代、駐車料

研究研修費の場合と同様に考え、自動車燃料代については、全額を政務調査に用いたことが明らかになっていない限り、台数や給油日如何にかかわらず50%で案分し、その限度で支出が認められ、タクシー代は、調査に係る移動の際に必要となったものについては、タクシーの使用及び支出額が相当性を欠かない限り調査旅費として支出することが許され、駐車料は、調査に係る移動に自動車を用いられその駐車が必要となったものについては、自動車の使用、駐車時間等が相当性を欠かない限り調査旅費として支出することが許されるというべきである。

イ 本人以外の運賃等

本人以外の運賃等は、その対象となる調査の目的及び内容に鑑み、上記目的達成のために本人以外の協力が必要である場合に限り、必要かつ相当な範囲で許容されるというべきである。

(4) 資料作成費

資料作成費としての支出は、その資料作成の目的が市政に関する調査研究であるか、資料の内容と上記目的との関連性、支出額が目的や内容等に照らし相当であるか等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くものか否かについて判断すべきである。

ア 写真現像に係る費用、印刷に要する消耗品に係る費用（用紙・インク代等）

政務調査活動に使用する資料を作成するのに要する写真の現像や印刷に係る費用（写真を保管するための額代も含む。）は、資料作成費としての支出が認められるべきものである。しかしながら、議員が写真の現像や印刷を政務調査活動の一環として行っていることが明らかである一方で、政務調査以外の政治活動のために資料を作成することがあることもまた明らかであるから、議員の要した写真現像に係る費用、印刷に要する消耗品に係る費用については、政務調査活動の一環として使用したことが明らかになっていない限り、50%で案分し、その限度で支出が認められるとするのが相当である。

イ 資料作成に要する機器購入代金（パソコン、デジタルカメラ等）

政務調査活動に使用する資料を作成するのに要するパソコン、デジタルカメラ等の機器購入代金は、政務調査費として支出が認められるべきものである。しかしながら、パソコン、デジタルカメラ等の機器は、政務調査活動に使用する目的を持って購入され、同活動にも使用されることがある一方で、政務調査以外の政治活動に使用する目的で購入され、同活動に使用されることもあるといえる（少なくとも、議員が調査研究活動のみ行うとすれば、購入した機器すべてが必要となることはなく、より少ない台数で足りた等ということができる。）。よって、上記機器購入代金については、調査研究活動に使用する目的で購入されたことが明らかになっていな

い限り、50%で案分し、その限度で支出が認められるとするのが相当である。

(5) 資料購入費

資料購入費としての支出は、その資料の内容が市政と関連するものか否か等の見地から、当該資料の購入に係る支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くものか否かにつき判断すべきである。

同一資料の複数冊購入については、資料購入の目的に照らし複数冊購入すべき必要があると認められるような場合に限り、調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性があるというべきである。

ア 住宅地図

原告は、住宅地図が選挙目的のために購入されていると主張するが、そのことを疑わせるに足りるまでの事情は認められず、むしろ、住宅地図は、道路や河川、建物の位置や周辺地域の状況等を確認するのに資するものであり、交通事情やごみ処理問題等の市政に関する調査研究に有益な資料といえることができる。

そうであるとすれば、住宅地図の購入に係る支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いているとまでいえず、上記支出は資料購入費として認められる。

イ 商業新聞代

新聞は、日々変化する政治・経済情勢について最新の情報が記載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集する有効な手段である。そうすると、新聞を購読することは、情勢や世論を市政に反映させるのに有益であるといえるし、上記新聞の利点に鑑みれば、会派控室のみならず、その他の事務所や自宅で新聞を購読することも、市政に関する調査研究に係るものである。

よって、新聞代に係る支出については、その場所如何を問わず、調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる事情があるとまでいえず、資料購入費として違法な支出とは認められない。

なお、議員の個人事務所や自宅においては、新聞が市政に関する調査研究以外にも使用されていると推認されるが、政務調査活動のために新聞代全額の支出を要する以上、その全額について、政務調査費として支出することも違法とまではいえない。

ウ 政党誌，団体誌，業界紙

政党誌，団体誌，業界紙は，政策を調査研究し，市政について検討する際の重要な資料となるものであるから，調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くものというべきでない。

たしかに，原告の主張するとおり，自身の所属する政党の発行した政党誌，団体誌については，政党の支援活動，自身の方針及び政策の学習のための購読という側面があることを否定できない。しかしながら，その一方で，市政について検討する際の資料とされていることも認められるのであり，そうである以上，政務調査活動のために資料購入代全額の支出を要するのであるから，その全額について，政務調査費として違法な支出というべきでない。

エ 書籍，情報誌

書籍や情報誌については，題名等からその内容と市政に関連性があると推認される場合，その購入に係る支出を違法というべきでないが，市政との関連性が窺われない場合においては，その購入に係る支出が調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる事情があるといえるから，市政に関するような事情があるとの反証がされない限り，違法な支出というべきである。

例えば、地図は、道路や河川、建物の位置や周辺地域の状況、交通状況等を確認するのに資するものであり、交通事情やごみ処理問題等の市政に関わるといえることができる。また、時刻表は、交通状況の把握及び政務調査に関する視察の調整のために有益であるといえるし、辞書は、市政報告等の市政に関する資料作成の際に有益な資料になるといえるから、市政との関連性が認められる。一方、式辞事例集、古文書等は、一般教養、趣味の範囲に属する資料であり、題名のみでは市政との関連性が窺われないから、市政に関するような事情があるとの反証がされない限り、違法な支出と認められるべきである。

(6) 広報費

広報費としての支出は、会派の調査研究活動又は議会活動若しくは市政についての報告に関する支出か、その方法が合理的か、支出額が内容等に照らし相当か等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くものか否かについて判断すべきである。

ア 市政報告紙に係る費用

市政報告紙は、会派の調査研究活動又は議会活動若しくは市政についての報告をするために交付され、これに対する市民からのレスポンスが期待され得るものであることからすると、通常は、市政報告に係る費用全額が上記報告のために必要な費用であることを否定しがたく、その全額につき違法な支出というべきでない。しかしながら、市政報告に、議員個人の宣伝等、会派の調査研究活動又は議会活動若しくは市政についての報告といいたい情報が相当程度掲載されており、上記情報を提供することも重要な目的となっている印象を受けるような場合においては、上記情報にどの程度紙面や費用が割かれているかという見地から検討し、その割合に応じて案分した限度を超えた支出は違法になるというべきである。また、市政報告紙に係る企画・デザイン費等の支出であっても、それが政務調査に関

係しない部分のために用いられたものと認められる場合には、その支出は全額違法である。

市政報告紙に係る費用としては、印刷費、配布費、郵送代等が挙げられるところ、80円切手の購入に係る支出については、大量購入の事実のみをもって市政報告紙の郵送代に係る支出であることが否定されるものでない。

イ 市政報告会に係る費用

市政報告会は、会派の調査研究活動又は議会活動若しくは市政についての報告等をするために開催されるものであることからすると、通常、市政報告会に係る費用は、その全額が上記報告のために必要な費用ということとを否定しがたく、特段の事情がない限りは、その全額につき違法な支出というべきでない。

また、市政報告会の看板代、司会料、茶菓子代に係る支出については、一般的には、会合の円滑な進行のために必要であることを否定しがたいから、会合の内容に照らし不必要であることが明らかである場合や支出額が不相当である場合を除いては、合理性ないし必要性を欠く支出ということとはできない。一方、食事は、市政報告会に際し必要とは認めがたく、必要と認められるような特段の事情がない限り、その支出は違法である。

ウ ホームページ製作等に係る支出

ホームページ製作等に係る支出については、会派の調査研究活動若しくは議会活動又は市政についての報告にどの程度スペースや費用が割かれているかという見地から検討し、その割合に応じて案分した限度を超えた支出は違法になるというべきである。ただし、議員の行う公的活動には政務調査活動と政務調査以外の政治活動があり、ホームページにおいても、通常は、政務調査活動についてスペースを割いていると推認される一方で、政党活動や議員個人の宣伝等、政務調査に関するものとはいえない情報に

もスペースが割かれていると推認されるから、特段の事情が立証されない限りは、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法というべきである。

エ 市議会発言集印刷費に係る支出

市議会発言集印刷費に係る支出は、会派の議会活動や市政に関する報告のための支出といえ、その方法も合理的かつ必要であるから、支出額が内容等に照らし不相当でなければ、当該支出は議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くことはないというべきである。

オ その他

その他、官製ハガキや私製ハガキ等により市政報告が行われることもあり（弁論の全趣旨）、上記に係るハガキ代等の費用は、その全額につき広報費として支出することが許される。官製ハガキや私製ハガキが市政報告等の政務調査活動に用いられたことが明らかになっていない場合においては、これらのハガキが政務調査活動に使用されることがある一方で、政務調査以外の政治活動に使用する目的で購入され、使用されることもあるといえるから、50%で案分し、その限度で支出が認められるとするのが相当である。

ただし、暑中見舞いハガキ、年賀ハガキ、絵ハガキの購入に係る支出は、これらを用いて市政報告がされることに疑わしさを生じさせるから、反証のない限り違法な支出というべきである。

(7) 広聴費

広聴費は、市政又は会派の政策に関する意見や要望を聞くことを目的とした会合について、当該会合の内容と上記目的との関連性、支出額が内容等に照らし相当か等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くものか否かについて判断すべきである。

会合の看板代、茶菓子代に係る支出については、一般的には、会合の円滑な進行のために必要であることを否定しがたいから、会合の内容に照らし不

必要であることが明らかである場合や支出額が不相当である場合を除いては、合理性ないし必要性を欠く支出ということとはできない。食事を伴う会合に係る支出は、食事代を除いては、そのみをもって違法な支出ということとはできないが、食事は、通常は上記会合に際し必要とは認めがたく、社会通念上必要かつ相当であると認められる事情がない限り、食事代に係る支出は違法である。

(8) 人件費

人件費としては、会派が雇用する職員に関するものと、議員が個別に雇用する職員に関するものが考えられるところ、会派が雇用する職員に関するものについては、専ら会派控室にて政務調査活動を補助する職員として雇用されていることについて、疑わしさを生じさせるに足りる事情があるとまでいえないから、違法な支出とは認められない。一方、議員が個別に雇用する職員については、議員が日常的に政務調査以外の政治活動も行っていることに鑑みると、専ら政務調査活動を補助する職員として雇用されたとか、実際に政務調査活動の補助しか行っていなかったとは考えにくく、上記各事情が認められない限り、実質に即して50%で案分し、その限度を超えた支出は政務調査活動に係るものとして違法であると認めるのが相当である。

(9) 事務費

ア 文具系消耗品、事務機器、日用品、備品等に係る費用

会派控室で使用するものについては、政務調査のための事務所として機能するために通常必要とされる場合は、事務費として違法な支出であるということとはできない。しかしながら、政務調査のための事務所として機能するために通常必要とされるといえないものについては、当該支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いているとの疑いを生じさせるから、反証がない限り全額違法な支出と認められる。

議員事務所等、会派控室以外の場所で使用するものについては、地方議

会議員の活動が多面に及ぶことから、上記場所においては政務調査活動の他に政務調査以外の政治活動も行われていると推認されることに照らし、政務調査活動にのみ用いられているという特段の事情が認められない限り、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法な支出であると認めるのが相当である（少なくとも、議員が政務調査活動のみ行うとすれば、購入した消耗品や機器、備品すべてが必要となることはない。）。

イ 電話料金・FAX料金

会派控室で使用する電話・FAXに係る支出については、政務調査以外の活動に用いられたという疑いを抱くに足りる事情があるとまでいえないから、その全額につき、違法な支出とまでいうことはできない。

議員事務所で使用するものについては、同事務所においては政務調査活動の他に政務調査以外の政治活動も行われていると推認されることに照らし、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法と認めるのが相当である。

自宅で使用するもの、携帯電話については、政務調査活動の他に、政務調査以外の政治活動、さらには私的活動にも利用されているという疑いが生じるから、33%で案分し、その限度を超えた支出は違法と認めるのが相当である。

ウ 事務所賃料、光熱費

前述のとおり、議員事務所においては、政務調査活動の他に政務調査以外の政治活動も行われていると推認される。よって、事務所賃料及びその光熱費に係る支出については、当該事務所が政務調査活動にのみ用いられているという特段の事情が認められない限り、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法と認めるのが相当である。

ただし、議員の自己所有物件や議員が代表者等の機関となっている法人からの賃借によるものである場合又はそれと同視できるような場合におい

ては、そもそも事務所賃料が発生していること自体に合理的疑いが生じ、当該支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足る客観的事実があるというべきである。よって、上記場合においては、反証がない限り事務所賃料としての支出は全額違法な支出と認めべきである。

2 争点(2) (本件各支出が使途基準に反するか) について (以下、本件各支出につき別紙1及び2に共通して記載している整理番号を用いて表記することとする。)

(1) 新風会

ア 研究研修費

(ア) 整理番号8

整理番号8の支出は、平成19年7月8日にシンフォニーホールにて開催された「前田晴伸会、ゆかた会」に係る駐車料として報告されたものであるが、上記会合の目的や研究研修内容については、日舞支援・研究目的であること以外は報告書等で明らかにされておらず(乙Aア1)、その外形上は一般教養、趣味による鑑賞と差異がなく、会合の内容と市政に関連性があるか疑わしい。よって、上記会合に係る整理番号8の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く違法な支出と認められる。

(イ) 整理番号198

整理番号198の支出は、議員和気健による、陸上自衛隊の実施する公開実弾演習(平成19年度の富士総合火力演習)の参加に係る支出である。

上記演習は、一般市民が抽選により参加できる性質のものであるところ、上記演習に係る報告書によれば、上記議員が上記演習に参加した目的は自衛隊の自衛能力の視察にあり、自衛能力の高さを認識でき安心感

を得られた旨報告されている（甲Aア186ないし188，乙Aイ3）。自衛隊の自衛能力を視察することは，防災活動等の市政に関連するものということができ，上記演習の内容についても，報告書の内容が感想の域を出ていないくらいはあるものの，自衛隊の自衛能力に関連するものとは推認されるし，その支出額も不相当に高額ではない。

よって，上記会合に係る整理番号198の支出が，議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまで認めることはできない。

(ウ) 整理番号379，401

整理番号379の支出は，議員藤原頼武が，平成19年9月22日に開催された「おかやま国際音楽祭」への出席に係る駐車料として報告したものであり，整理番号401の支出は，議員伏見源十郎が，上記音楽祭への出席に係るタクシー代として報告したものである。

しかしながら，上記音楽祭を開催する目的が，被告の主張するとおり国際交流をテーマに文化振興・国際振興を図ることにあるとしても，その内容は有名音楽家や市民音楽家による演奏等であり（乙Aア2），上記各議員が上記音楽祭に参加することが，式典への参加，音楽鑑賞という域を超えて市政に関する調査研究となるものとはいいがたく，その参加と市政との関連性については不明というほかない。

よって，上記音楽祭の参加に係る整理番号379，401の支出は，議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く違法な支出と認められる。

(エ) 整理番号581

整理番号581の支出は，議員吉本賢二が，平成19年11月23日に開催された「岡山市消防音楽隊発足30周年記念演奏会」への出席に係る駐車料として報告したものである。

しかしながら、上記演奏会を開催する目的が、音楽活動を通じて市民に防火等と呼びかけることにあるとしても、その内容は有名曲の演奏会であり（乙Aア3）、同議員が上記演奏会に参加することが、式典への参加、音楽鑑賞という域を超えて市政に関する調査研究となるものとはいいがたく、その参加と市政との関連性については不明というほかない。

よって、上記演奏会の参加に係る整理番号581の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く違法な支出と認められる。

(オ) 整理番号827

整理番号827の支出は、議員吉本賢二が、平成20年1月11日、「岡山市デジタルミュージアム」へ来館（施設入館）するために要したタクシー代に係る支出である。

上記ミュージアムは、平成17年に設置され、平成18年には、廃止や民営化等、今後の方向性について議論されていたところ（乙Aア4、乙Aア17ないし18）、上記議員が上記ミュージアムの今後のあり方を調査する目的で来館することは、市政に関連するものであるし、上記議員が来館することにより上記ミュージアムの状況を把握することは上記目的と関連するものといえることができる。

また、移動に際するタクシーの使用及びその支出額も相当性を欠くものでないから、上記会合に係る整理番号827の支出が、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるということとはできない。

(カ) 整理番号837

整理番号837の支出は、議員藤原頼武が、平成19年12月12日に開催された「鉄道OB会旭東支部19年度総会」への参加に係る駐車料として報告したものである。

被告は、上記会合において、地元の駅や踏切、LRT推進等について町内会長や地域ボランティア等の出席者と意見交換を行い、要望を受ける等したと主張する。しかしながら、上記会合の内容については報告書等で明らかにされておらず、会合の名称からすると、趣味を同じくする者の集まりにとどまるものではないかという疑いが生じ、上記会合の内容と市政の関連性は疑わしい。

よって、上記会合に係る整理番号837の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く違法な支出と認められる。

(キ) 整理番号855

整理番号855の支出は、議員三木亮治が、平成20年1月5日に開催された「逢沢一郎年始会会議」への出席に係る駐車料として報告したものである。

しかしながら、上記会合の内容については不明であり、上記会合の内容と市政の関連性も明らかでない。

よって、上記会合に係る整理番号855の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く違法な支出と認められる。

(ク) 整理番号856

整理番号856の支出は、平成20年1月6日に開催された日舞初舞会に係る駐車料として報告されたものであるが、上記会合の目的や研究研修内容については、日舞支援・研究目的であること以外は報告書等で明らかにされておらず(乙Aア7)、その外形上は一般教養、趣味による集まりと差異がなく、会合の内容と市政の関連性があるか疑わしい。

よって、上記会合に係る整理番号856の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く違法な支出と認めら

れる。

(ウ) 整理番号 903

整理番号 903 の支出は、議員松島重綱による政策研究グループ「議員ネット 30」の会費（団体会費）である。

上記グループは、真の地方政治を求め、政策研究することを目的としたグループであり、行政官庁や他の地方公共団体の視察を行い、意見交換する等（乙Aア8）、市政に関する調査研究活動を行っているということが出来るから、上記議員が上記グループの会員として活動する上で必要な整理番号 903 の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く違法な支出というべきでない。

(エ) 整理番号 918

整理番号 918 の支出は、議員藤原頼武が、平成 19 年 11 月 23 日に開催された「JR 新幹線 OB 会」へ参加するために要したタクシー代として報告したものである。

しかしながら、上記会合の内容については報告書等で明らかにされておらず、会合の名称からすると、趣味を同じくする者の集まりにとどまるものではないかという疑いが生じ、上記会合の内容が市政に関連するかは疑問である。

よって、上記会合に係る整理番号 918 の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く違法な支出というべきである。

(オ) 整理番号 1375

整理番号 1375 の支出は、公立学校共済組合岡山宿泊所「ピュアリティまきび」にて午後 6 時半から開催された新風会の意見交換会に係る支出であり、会場費、飲食費を含むものである。

上記会合の目的及び内容は、市政の調査研究活動として合理性ないし

必要性を有しているものの、上記会合について夕食時以外の日程をとることが困難であったとまで認められないし（仮に午後6時半からしか開催できなかつたとしても、会合中に夕食をとることが必然である時間とまでいえない）、その内容からしても、飲食を伴う必要性があるとはいえない（同趣旨の会合が飲食を伴わずに開催されている例もある）（乙Aア11、弁論の全趣旨）。

よって、上記会合に係る支出のうち、会場費と推認される1万2705円（弁論の全趣旨）を、研究研修費として支出することに違法はないが、それを超えた飲食分に係る支出は違法である。

(シ) その他（ただし、原告が是認している支出及び被告が原告の主張を認め返還を受けている支出を除く。）

整理番号535の支出は、報告内容のみでは、市政に関する調査を行うために要したものは疑わしく（甲Aア86）、原告の主張を認め、50%で案分した額を超えた支出は違法である。

整理番号535の支出を除くそれ以外の支出のうち、整理番号299の支出は、市政に関する研究研修会の開催に係る茶菓子代であり、その他は、研究研修会への参加、研究研修に関する視察、打ち合わせ、市民相談等に係る駐車料、タクシー代であると認められる（甲Aア3、甲Aア5ないし7、甲Aア12、甲Aア19、甲Aア46ないし49、甲Aア59ないし60、甲Aア64ないし66、甲Aア69、甲Aア79、甲Aア86ないし87、甲Aア95ないし97、甲Aア132ないし135、甲Aア137、甲Aア142、甲Aア145ないし150、甲Aア154、甲Aア162及び163、甲Aア171ないし173、甲Aア176、甲Aア184、乙Aア14、弁論の全趣旨）。

整理番号299に係る研究研修会の際に茶菓子を出すことは、社会通念上適切であり、その支出額も相当であるから、上記茶菓子代を全額研

究研修費として支出することが違法であるとまでいうことはできない。
また、それ以外の支出についても、各研究研修会のための移動の際に自家用車やタクシーを使用すること及び駐車時間や支出額が相当性を欠くものとはいえないから、研究研修費として支出することが違法であるとまでいうことはできない。

なお、領収書によれば、整理番号536の支出は、議員松島重綱による平成19年10月31日11時14分から同日12時34分までの岡山市北区中山下の駐車場における駐車料に係るものとされており、整理番号537の支出は、同議員による同日12時30分から同日12時48分までの同区表町の駐車場における駐車料に係るものとされているが、これは、駐車メーターの時計が正確な時間と整合していなかった等の事情で時間が重なっているように見えるものと考えられる（甲Aア87及び88、弁論の全趣旨）。

イ 調査旅費

（ア）整理番号33

整理番号33の支出は、「朝鮮通信使訪日400周年記念事業」として平成19年7月26日から同月28日の2泊3日にわたって実施された、韓国の富川市、密陽市及び釜山市の訪問、視察に係るものである。上記事業には、新風会に所属する議員5名、政隆会に所属する議員3名、その他一般市民を含む合計93名が参加し、上記支出には、新風会に所属する議員5人分の航空運賃、現地交通費、宿泊費及び食費が含まれている。

上記事業の目的は、岡山市と韓国の都市との友好関係、経済交流等を深め、岡山市の経済・文化・教育等の向上を図ること等にあり、その主な内容は、町並みや観光施設等の視察、意見交換、懇親会であり、岡山市の状況と比較する等して観光客誘致策を考案することに資するものと

いえ、上記目的との関連性が認められる（甲Aイ341ないし344，乙Aイ1；弁論の全趣旨）。また、上記事業の性質や上記目的に鑑みれば、韓国の都市関係者等との飲食を伴う会食等をするこゝも、社会通念上必要かつ相当な行為であり、上記会食と上記目的との関連性も認められる。そして、その支出額も、1人当たり9万1300円と、内容に比し相当性を欠くものではない（原告は、一般市民の参加費用と比較しているが、岡山市議会議員の参加費用がそれより高額であるからといって、その支出額が不相当であると直ちにいうことはできない）。

よって、上記事業に係る整理番号33の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまでいうことはできない。

(イ) 整理番号167

整理番号167の支出は、議員伏見源十郎により平成19年8月29日から同月31日にわたって実施された、北海道釧路市、帯広市及び富良野市の視察に係るものである。

上記視察は、防災対策、ユニバーサルデザインに基づくまちづくり、ごみの再資源化等を調査する目的で実施されたところ、その内容は、関係者等と面談する等して岡山市と観光交流都市となっている釧路市において防災体制を、帯広市においてユニバーサルデザインへの取組みを、富良野市においてごみ処理問題の実態を調査するものであり、上記目的と関連するものであるといえるし、その支出額も、交通費と岡山市の旅費規程に基づくものであって、相当性を欠くとまではいえない（乙Aイ2、釧路市役所、帯広市役所及び富良野市役所に対する調査嘱託の結果）。

よって、上記視察に係る整理番号167の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認めることはできない。原告は、岡山市の旅費規程に基づい

て日当、宿泊料が支出されている点を問題にしているが、前述のとおり、これは相当性を欠くものでない（以下すべての支出について同じ。）。

(ウ) 整理番号199

整理番号199の支出は、研究研修費の整理番号198に係るものと同様の理由から、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまで認めることはできない。

(エ) 整理番号355

整理番号355の支出は、議員が国土交通省へ赴いた際に要した交通費として報告されたものである。

上記議員が国土交通省へ赴いた目的が、報告書の記載のとおり国道53号線北バイパス4車線化促進のためであるとすれば、その目的と市政に関連性はあるといえるものの、具体的にいかなる調査が実施されたのか等、調査内容については何ら明らかにされておらず、その内容が上記目的と関連しないのではないかという疑いを生じさせる事情があるから（乙Aイ5、国土交通省に対する調査嘱託の結果）、整理番号355の支出は違法であると認められる。

(オ) 整理番号480

整理番号480の支出は、議員柴田健二が、静岡市にて「ツインメッセ静岡」を視察した際に要した交通費として報告したものである。

上記視察は、大型展示場施設の運営方法について調査する目的で行われたということであるが、そのような目的であるとする、施設担当者との質疑応答や意見交換をしなければ、当該目的を達成することが困難であると考えられるところ、その視察内容は明らかにされておらず、報告書もインターネットで入手できる情報や一般の観光客でも報告が可能

な内容に終始しており、施設関係者から話を聞く等したことも窺われない（乙アイ6，乙アイ20，財団法人静岡産業振興協会に対する調査嘱託の結果，弁論の全趣旨）。上記各事情からすると，議員の自主性，自立性を尊重して考えても，上記目的と旅費をかけてまで行ったとされる現地視察の内容との関連性に疑わしさが生じるから，整理番号480の支出は，議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。

(カ) 整理番号639のうち，議員北川あえの岡山市民文化ホールに関するタクシー代

上記支出は，議員北川あえが，平成19年11月23日に開催された「岡山市消防音楽隊発足30周年記念演奏会」への出席に係るタクシー代として報告したものである。

しかしながら，上記演奏会の参加に係る支出は，研究研修費の整理番号581のところで述べたとおり，議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く違法な支出と認められるから，整理番号639の上記支出は違法である。

(キ) 整理番号721ないし723

整理番号721ないし723の支出は，山口県下関市，萩市にある博物館及び山口市にある美術館の視察に係る支出である（乙アイ8）。

上記視察の目的が，被告の主張するとおり「岡山市デジタルミュージアム」の今後のあり方を考察することにあるとすれば，市政と関連性を有するものであるが，その視察内容は明らかにされておらず，報告書にも視察の対象となった施設の名称が記載されているのみである（乙アイ8）。上記各事情や下関市立長府博物館，萩博物館及び山口県立美術館に対する調査嘱託の結果からすれば，上記視察は，施設関係者等からその運営に係る留意点や工夫等について話を聞く等のこともせず，単に宿

泊費等の旅費までかけて博物館や美術館の展示物等を鑑賞しただけではないかという疑いを生じさせ、そうである以上、議員の自主性、自立性を尊重して考えても、上記目的と旅費をかけてまで行ったとされる現地視察の内容との関連性は疑わしいといわざるを得ない。

よって、整理番号721ないし723の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。

(ク) 整理番号791, 792

整理番号791, 792の支出は、「岡山市・新竹市友好都市議員連盟友好訪問団」20名により平成20年1月8日から同月11日の3泊4日にわたって実施された、台湾の貴雄市、新竹市及び台北市の訪問、視察に係るものである。上記支出には、議員北川あえと同三木亮治による航空運賃、宿泊費、昼食代及び交通費等が含まれている。

上記視察等の目的は、岡山市と台湾の都市との文化交流、経済交流等を深め、農業分野の活性化や商業活動の推進を図ること等にあり、その主な内容は、商業施設や都市環境の状況等の視察、新竹市長の案内による文化施設等の視察、同市長や同市関係者との昼食会であり、岡山市の状況と比較する等して市政を考案することに資するといえ、上記目的との関連性が認められる(乙Aイ9, 弁論の全趣旨)。また、上記視察等の性質や上記目的からすると、新竹市の都市関係者等との会食をすることも、社会通念上必要かつ相当な行為であるといえ、上記会食と上記目的との関連性も肯定できる。そして、その支出額も、議員北川あえにつき16万0900円、議員三木亮治につき15万9400円と、内容に比し相当性を欠くものではない。

よって、上記事業に係る整理番号791, 792の支出は、その全額につき、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要

性を欠いている違法な支出であるとまで認めることはできない。

(ウ) 整理番号 840

整理番号 840 の支出は、名古屋市における視察の際に要した支出として報告されたものである。

上記視察の目的が、被告の主張するとおり、食の安全安心条例について調査し、食の安全の実現へ向けた取組みを考察することにあるとすれば、市政との関連性を有するものといえるが、その視察内容は、報告書によっても明らかになっておらず、名古屋市役所を訪問し、上記条例について調査した事実も認められない（乙 A イ 10、名古屋市役所に対する調査嘱託の結果）。上記各事情からすれば、上記目的と上記視察が関連しないのではないかという疑いが生じるから、整理番号 840 の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。

(エ) 整理番号 853 のうち、議員柴田健二の岡山県倉敷市から岡山市までのタクシー代

上記支出は、議員柴田健二による「倉敷文芸館」への視察に係るタクシー代として報告されたものである。

上記視察の目的が、被告の主張するとおり、「チボリ公園」についての意見交換等を行うことにあるとすれば、市政との関連性はあるといえるものの、本件において、その視察内容を明らかにする的確な資料はなく、上記目的と上記視察の関連性は疑わしい。また、岡山市から上記施設へ赴くに際しては、その距離や交通事情に鑑みれば、特段の事情がない限りタクシーを使用することに相当性があるとはいいがたく（弁論の全趣旨）、本件において特段の事情は認められない。

よって、上記支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。

(イ) 整理番号 967

整理番号 967 の支出は、平成 20 年 2 月 3 日に開催された「河田流初舞会」に係る駐車料として報告されたものであるが、上記会合の目的や内容については報告書等で明らかにされておらず（乙アイ 12）、その外形上は一般教養、趣味による集まりと差異がなく、上記会合に参加する目的や内容が市政に関連するものか疑わしい。よって、整理番号 967 の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く違法な支出と認められる。

(ロ) 整理番号 968

整理番号 968 の支出は、県議会議員との会食に係るタクシー代として報告されたものであり、上記会食により意見交換を行ったと主張されているが、その内容については報告書等で明らかにされておらず（乙アイ 13）、市政に関する調査研究が行われたかは疑わしい。よって、整理番号 968 の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く違法な支出と認められる。

(ハ) 整理番号 969

整理番号 969 の支出は、「旭竜学区体育協会」の関係者との会食（新年会）に係るタクシー代として報告されたものであり、上記会食により意見交換を行ったと主張されているが、その内容については報告書等で明らかにされておらず（乙アイ 14）、市政に関する調査研究が行われたかは疑わしい。よって、整理番号 969 の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く違法な支出と認められる。

(ニ) 整理番号 974

整理番号 974 の支出は、議員 成本 俊一 による東京都千代田区の農林水産省等の視察に係る支出である（乙アイ 15）。

上記視察の目的は、岡山の農村振興にあり、市政に関するものと認められるところ、上記議員は、農林水産省の職員等と会見し、農村振興計画についての要望を伝える等したと推認され、その視察内容と上記目的との関連性もあるといえる（乙アイ15、弁論の全趣旨）。また、上記視察は宿泊を伴っているが（乙アイ15）、視察場所やその内容等に鑑みれば、宿泊することが相当性を欠くものでなく、宿泊に係る支出も違法というべきでない。

よって、整理番号974の支出は、その全額につき、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く違法な支出とは認められない。

(ロ) 整理番号986のうち、自民党懇談会、国政懇談会に係るタクシー代

上記各支出は、所属政党の懇談会等に出席する際の移動に要した支出であり、政党活動、後援活動に係る支出であることが疑われるから、政務調査活動のための支出でないことを疑わせるに足りる事情があるといえ、違法な支出と推認されるところ、その推認を妨げるに足りる反証がされていない。よって、上記各支出は違法な支出と認められる。

(ハ) 整理番号1036, 1037

整理番号1036, 1037の支出は、議員柴田健二が、香川県丸亀市にて「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」を視察した際に要した交通費として報告されたものである。

上記視察は、岡山市の文化行政を進め、市民意識の向上に寄与する目的で行われたということであるが、上記美術館関係者との会見や意見交換等が行われた形跡はなく、その視察内容については明らかになっていないし、報告書の内容も、上記美術館の建物や展示物等に係る情報や感想という、一般の観光客でも報告が可能な内容に終始している（乙アイ17, 乙アイ20, 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館に対する調査囑託の結

果、弁論の全趣旨)。上記各事情からすると、議員の自主性、自立性を尊重して考えても、上記目的と旅費をかけてまで行ったとされる現地視察の内容との関連性に疑わしさが生じるから、整理番号1036、1037の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。

(イ) 整理番号1195

整理番号1195の支出は、議員垣下文正による平成20年3月26日からの東京出張に係る支出である(乙アイ18)。

上記視察の目的は、防衛省に赴き、市道横井上4号線用地買収に関する調査をすることであり(乙アイ18)、上記目的は市政と関連するものといえる。また、その視察の内容が明らかになっていないところはあるものの、上記市道が陸上自衛隊駐屯地の北側を通る市道であり、平成19年10月から平成21年10月まで改修のため通行が停止されていたこと等を考慮すれば(弁論の全趣旨)、上記出張時期に上記市道と防衛省が関係していたことは認められ、上記出張で防衛省に赴いた際、上記市道に関する調査を行ったことは推認される。支出額についても、相当性を欠くものでない。

よって、上記会合に係る整理番号1195の支出が、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認めることはできない。

(ロ) その他(ただし、原告が是認している支出及び原告の主張を被告が認め返還を受けている支出を除く。)

整理番号12の支出のうち、議員柴田健二による駅前町から吉備津までのタクシー代に係る支出、整理番号108の支出、整理番号130の支出、整理番号146ないし151の通行料に係る支出、整理番号211の支出のうち、議員北川あえによる内山下から駅前までのタクシー代

() に係る支出，整理番号639の支出のうち，議員北川あえによる西古松から駅元町までのタクシー代に係る支出，整理番号658，678，691及び692の駐車料に係る支出，整理番号853の支出のうち，議員北川あえによる西川まで及び西川から大供まで並びに同柴田健二による吉備津から丸の内までのタクシー代に係る支出，整理番号936及び937のタクシー代に係る支出，整理番号986のうち，議員北川あえによる岡山駅まで，同和気健による北長瀬から三浜町まで及び田中からのタクシー代に係る支出，整理番号995，996及び1042の駐車料に係る支出，整理番号1164のうち，議員成本俊一による西大寺から赤坂まで及び瀬戸から西大寺までのタクシー代に係る支出，1320及び1321の駐車料に係る支出は，各報告内容によっても，その全額が市政に関する調査を行うために要したものは疑わしく（甲アイ3，甲アイ42，甲アイ55，甲アイ59ないし64，甲アイ78の1ないし2，甲アイ203の1ないし2，甲アイ209，甲アイ214，甲アイ217ないし218，甲アイ249の1ないし2，甲アイ263ないし264，甲アイ278の1ないし2，甲アイ282ないし283，甲アイ296，甲アイ310の1ないし2，甲アイ333ないし334），原告の主張を認め，50%で案分した額を超えた支出は違法である。

() 上記以外のその他の支出（整理番号331を除く。）は，市政に関する調査，市民相談，市政報告等に係る道路通行料，駐車料，タクシー代であると認められる（甲アイ3ないし9，甲アイ15ないし16，甲アイ19，甲アイ26ないし27，甲アイ40ないし41，甲アイ44ないし45，甲アイ48，甲アイ54，甲アイ74，甲アイ76，甲アイ78の2，甲アイ79，甲アイ82，甲アイ84ないし87，甲アイ95，甲アイ98ないし103，甲アイ115，甲アイ119ないし121，甲アイ125，甲アイ132ないし133，甲アイ138，甲アイ

142, 甲アイ150ないし152, 甲アイ159, 甲アイ165ないし171, 甲アイ172の2, 甲アイ173ないし175, 甲アイ177, 甲アイ179ないし180, 甲アイ183, 甲アイ185ないし186, 甲アイ194, 甲アイ196ないし197, 甲アイ200, 甲アイ202, 甲アイ203の2, 甲アイ204ないし208, 甲アイ709, 甲アイ243ないし247, 甲アイ249の2, 甲アイ256ないし258, 甲アイ260, 甲アイ267, 甲アイ270, 甲アイ278の1ないし2, 甲アイ295, 甲アイ1040, 甲アイ301ないし303, 甲アイ307, 甲アイ310の2, 甲アイ313ないし316, 甲アイ319ないし325, 甲アイ328, 甲アイ331, 甲アイ335, 甲アイ338, 甲アイ340の2, 乙アイ7, 乙アイ11, 乙アイ16, 弁論の全趣旨)。上記各支出は, 調査の際に自家用車やタクシーを使用すること及び駐車時間や支出額が相当性を欠くものとはいえないから, 全額を調査旅費として支出することが違法であるとまでいうことはできない。

なお, 整理番号331の支出は, 平成19年9月7日における議員森田卓司による自動車燃料代に係る支出であり, 研究研修費の整理番号202の支出も, 同議員による同一日の自動車燃料代に係る支出であると認められるところ(甲Aア32, 甲アイ105), そのいずれの給油も政務調査と無関係であるといえるものではないから, いずれの支出も, 50%で案分した額を超えた支出に限り違法というべきである。

ウ 資料作成費

資料作成費のうち, 原告が問題視しているものには, 写真現像代(写真を保管するための額代も含む。), 印刷に要する用紙・インク等の文具代, パソコン・デジタルカメラ等の機器購入代金が報告されているところ, 整理番号1139の支出を除いて, 政務調査活動のために購入, 使用された

ものか明らかになっていない。よって、50%で案分した限度を超えた支出は違法であると認めるべきである（ただし、原告の主張を被告が認め返還を受けている支出を除く。）。

整理番号1139は、市政報告会の記録に係る費用であり（乙Aウ1）、政務調査活動の一環として作成、使用されることが認められるから、違法な支出であるとは認められない。

エ 資料購入費

(ア) 整理番号10, 179, 182, 228, 841ないし844, 1306, 1307のうち、週刊誌の購入に係る部分

整理番号10, 179, 228, 841ないし844, 1306, 1307の支出は、議員和気健による週刊誌「週刊新潮」の購入に係る支出であり、整理番号182の支出のうち320円分は、議員三木亮治による週刊誌「週刊文春」に係る支出であるところ、一般に、週刊誌は娯楽性の高い読み物であり、市政との関連性は窺われない。たしかに、「週刊新潮」や「週刊文春」にも、市政に関係する記事が掲載されることもあるとはいえるものの（乙Aエ21ないし22）、上記各議員が購入した週刊誌に市政に資する情報が掲載されていたとの反証はない。よって、上記各支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。

(イ) 整理番号1061

整理番号1061の支出は、パソコンのウイルスソフト購入に係る支出であるところ、政務調査活動のために購入、使用されたものか明らかになっていない。よって、原告の主張を認め、50%で案分した額を超えた支出は違法である。

(ウ) 整理番号1098

整理番号1098の支出は、議員松島重綱による、ワープロソフト「W

ord」の操作説明書を購入するための支出である。上記書籍は、一般教養の範囲に属するきらいもあるものの、市政に関する資料作成の際に「Word」が使用されることは認められ（弁論の全趣旨）、そうである以上、上記資料作成に有益な情報が掲載されているものであるとは評価できる。よって、上記書籍の内容と市政との関連性を否定すべきではなく、整理番号1098の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまで認めることはできない。

(イ) 整理番号1202, 1233

整理番号1202, 1233の支出は、議員土肥啓利、同伏見源十郎による「吉備神社図録」合計15冊の購入に係る支出である。

上記資料には、一部が国の重要文化財にも指定されている「吉備津神社」に関する情報が掲載されているところ、岡山市は、同神社の修理に関与したり、同神社のパンフレットを作成したりしているのであり（乙Aエ19）、同神社の情報収集をすることは市政に関連するものであるといえる。よって、上記各議員が上記資料を1冊（800円）購入するのに要する支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまで認めることはできない。しかしながら、政務調査活動のために、議員1人が上記資料を複数冊購入する必要があるとは認められないから（上記資料を市民に配付することが政務調査活動の一環とは認められない。）、議員1人当たり1冊を超える部分に係る支出は違法であるというべきである。

(ロ) その他（ただし、原告が是認している支出を除く。）

その他の支出は、新聞代（業界紙を含む。）、住宅地図、地図、辞書、時刻表の購入に係る支出であるところ、上記各支出は、購読場所如何にかかわらず、全額違法な支出というべきでない。

オ 広報費

(ア) 整理番号59

整理番号59の支出は、市政報告会の会場費に係る支出であり、飲食費を含んでいるとは認められず、支出額は、14万6000円とやや高額ではあるが、音響機器に10万円を要したと認められること（LIBREリブレホールに対する調査囑託の結果）、音響機器等を使用することにより円滑な進行を図ることができること等からすると、上記支出額が相当性を欠くとはいえない。よって、整理番号59の支出は、全額につき違法な支出とまでは認められない。

(イ) 整理番号85, 557, 634, 871, 872, 1337

上記各支出は、インク代、用紙代に係る支出であるところ、政務調査活動のために購入、使用されたものか明らかになっていない。よって、その他の支出については、50%で案分した限度を超えた支出を違法と認めるべきである。

(ウ) 整理番号200, 201

整理番号200, 201の支出は、議員和気健による仙台市や北海道の郵便局における同地域ゆかりのテーマを中心とする記念切手の購入に係る支出であり、市政報告に使用する旨報告されているところ（甲Aオ23ないし24）、これら記念切手を市政報告に使用することに関しては疑いが生じ、実際の使用状況は明らかになっておらず、上記疑いを覆すに足りる反証もない。よって、整理番号200, 201の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出と認められる。

(エ) 整理番号647

整理番号647の支出は、鮎屋における市政報告会に係る会場費として報告されたものであるが、鮎屋は、市政報告会の会場として通常用い



られるような場所でなく、市政報告会に適切な場所ともいいがたい。上記事情から、上記場所で市政報告がされたことについて疑いを生じさせる事情があるといえるところ、その疑いを覆すに足りる的確な証拠はない。よって、整理番号647の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出と認められる。

(イ) 整理番号656

整理番号656の支出は、市政報告会の会場費に係る支出であるところ(甲Aオ46)、10万円とやや高額ではあるが、参加人数等から広いホールを使用する必要性が生じる場合もあり、その場合は上記金額程度の会場費が必要になる場合も想定できることからすると、上記支出額が相当性を欠くとはいえない。よって、整理番号656の支出は、違法な支出とまでは認められない。

(ロ) 整理番号1227

整理番号1227の支出は、割烹料理店における市政報告会に係る会場費として報告されたものであるが、割烹料理店は、市政報告会の会場として通常用いられるような場所でなく、市政報告会に適切な場所ともいいがたい。上記事情から、上記場所で市政報告がされたことについて疑いを生じさせる事情があるといえるところ、その疑いを覆すに足りる的確な証拠はない。よって、整理番号1227の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出と認められる。

(ハ) その他(ただし、原告の主張を被告が認め返還を受けた支出を除く。)

その他の支出は、議員の発行する市政報告紙、少子化問題等市政に関する報告、ハガキによる市政報告、市政報告会、市政に関する打ち合わせに係る費用であると認められ、市政報告紙及びハガキによる市政報告

については、その紙面のほとんどが会派の調査研究活動又は議会活動若しくは市政についての報告に割かれているから、上記各支出は、違法な支出とまでは認められない（乙Aオ2ないし5，乙Aオ7ないし11，乙Aオ13ないし31，弁論の全趣旨）。

カ 広聴費

(ア) 整理番号132

整理番号132の支出は、割烹料理店における市政報告会に係る会場費として報告されたものであるが、割烹料理店は、市政報告会の会場として通常用いられるような場所ではなく、市政報告会に適切な場所ともいいがたい。上記事情から、上記場所で市政報告がされたことについて疑いを生じさせる事情があるといえるところ、その疑いを覆すに足りる的確な証拠はない。よって、整理番号132の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出と認められる。

(イ) その他

その他の支出は、市政報告会に係る会場費、茶菓子代、看板代と認められるところ、違法な支出とまでは認められない（乙Aカ2ないし13，乙Aア16）。

キ 人件費

原告が問題としている人件費に係る支出は、会派が雇用する職員に関するものと、市政報告、市民相談会に係る事務補助のために雇用された職員に係るものであり、専ら政務調査活動を補助する職員として雇用されたことについて疑いを生じさせるに足りる事情まで認められないから、違法な支出とまでは認められない。

ク 事務費

(ア) 整理番号165，236，360，411，412，414，451，

473, 509, 525, 527, 558, 569, 597, 598,
649, 663, 667, 669, 680, 695, 696, 703,
800ないし802, 813, 835, 867, 869, 874, 88
2, 885ないし888, 913, 925, 926, 955, 956,
963, 976, 990, 1000, 1034, 1066, 1068,
1070, 1086, 1116, 1146, 1147, 1167, 11
68, 1203ないし1208, 1236, 1237, 1240, 12
54ないし1256, 1291, 1293, 1298, 1310, 13
11

上記各支出は、議員の携帯電話代、自宅電話代に係る支出であり、3
3%で案分し、その限度を超えた支出を違法というべきである。

(イ) 整理番号197, 392

上記各支出は、アンケート調査、水道局への要望に係る費用であって、
政務調査活動のために必要な事務に要する経費であるといえるから、違
法な支出とまで認められない。

(ウ) 整理番号240, 241, 243, 245, 254ないし257, 2
64, 267ないし270, 278, 493, 736, 743ないし7
46, 753, 756, 764, 765, 768, 774ないし777,
77.9, 784, 785, 1341, 1343, 1349, 1353,
1361, 1363, 1371, 1373, 1374, 1378

上記各支出は、会派控室の電話代、事務用品、事務機器、同室での市
政報告等の際に利用する茶代等に係る支出と認められ、違法な支出とま
でいうべきでない。

(エ) 整理番号455ないし457, 546, 547, 621, 659, 6
81, 821, 914, 1001, 1004, 1211, 1212

議員松島重綱は、自宅兼事務所を有しているところ、整理番号455,

547, 659, 821, 1001, 1212の支出は、同議員が私的に用いている電話に係るものであり、整理番号456, 457, 546, 621, 681, 914, 1004, 1211の支出は、同議員の自宅での事務用専用電話に係るものであると認められるから（乙Aク1ないし10）、整理番号455, 547, 659, 821, 1001, 1212の支出は全額違法であり、整理番号456, 457, 546, 621, 681, 914, 1004, 1211の支出は、議員事務所で使用される場合と同視して50%で案分し、その限度を超えた支出のみ違法と認めるべきである。

(イ) 整理番号766, 1350

整理番号766はティッシュ代、整理番号1350は椅子カバークリーニング代に係る支出であるところ、これらは、政務調査に通常必要な支出とはいいがたく、違法な支出といわざるを得ない。

(ロ) その他（原告が是認している支出及び原告の主張を被告が認め返還を受けている支出を除く。）

その他の支出は、議員が議員事務所等で使用する文具系消耗品、備品等に係る支出又は使用場所が明らかでない文具系消耗品、備品等に係る支出（印鑑に係る支出も含む。）であると認められるところ、政務調査活動にのみ用いられているという特段の事情は認められないから、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法である。

ケ 新風会に係る支出の違法性は上記のとおりであり、違法な支出額は、別紙2「違法な支出額」のとおりとなる。よって、被告は、新風会に対し、不当利得に基づき、違法な支出額合計191万3811円から本来残余額に算入されないはずである預金利息1万0166円及び返還を受けた87万2150円を控除した103万1495円の返還請求権を有することになる。

(2) 被告補助参加人

ア 研究研修費

(ア) 整理番号607, 612, 613

整理番号607, 612, 613の支出は、「発達障害の知識と支援」と題する会合の際に支出した講師謝礼, 会場費, 横断幕に係る支出である(乙Bア1)。

上記会合の目的は, 発達障害支援の現状や課題等に関する研究研修にあり, 市政との関連性を有するものといえ, 上記会合においては, 講師, 議員9名の他に, 発達障害の子供を持つ親や幼稚園関係者等26名が参加し, 発達障害支援について講演や意見交換等が行われたと認められ(乙Bア1, 弁論の全趣旨), その内容も市政と関連するものである。そして, 支出額も相当性を欠くものでない。

原告は, 参加者に占める議員の比率を超えた支出額は研究研修費として認められないと主張する。しかしながら, 発達障害を持つ子供の関係者等の意見を聞くことで, 発達障害支援の現状や課題がより明確になり, 上記目的達成に資するという側面もあるといえるから, 議員のみならず上記関係者が参加することにより生じる支出が市政に関する調査研究に係るものであることは否定しがたい。

よって, 上記会合に係る整理番号607, 612, 613の支出は, その全額につき, 議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまでいうべきでない。

(イ) 整理番号690, 696

整理番号690, 696の支出は, 「『寄付による投票条例』で自治再生を!」と題する会合の際に支出した講師料, 旅費, 会場費等に係る支出である(乙Bア2)。

上記会合の目的は, 寄付による地域の活性化について他の市町村の例

も踏まえ検討することにより、市政との関連性を有するものといえ、上記会合においては、寄付市場協会株式会社代表取締役を講師に招き、被告補助参加人所属の議員9名の他に、岡山市職員1名、岡山市周辺の市町議会議員4名が参加し、寄付による条例の現状や課題について講演や意見交換等が行われたと認められ（乙Bア2、弁論の全趣旨）、その内容も市政と関連するものである。支出額も、合計で19万2643円とやや高額なきらいはあるが、その目的や内容に比し相当性を欠くとまではいえない。

()
原告は、参加者に占める議員の比率を超えた支出額は研究研修費として認められないと主張する。しかしながら、市職員や周辺の市町議会議員の意見を聞くことで、市政の現状や課題がより明確になり、上記目的達成に資するという側面もあるといえるから、議員のみならず上記関係者が参加することにより生じる支出が市政に関する調査研究に係るものであることは否定しがたい。

よって、上記会合に係る整理番号690、696の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまでいうべきでない。

()
イ 調査旅費

(ア) 整理番号282

整理番号282の支出は、議員酒見寛による2泊3日に及ぶ東京都、栃木県の視察に係る支出である（甲Bイ12の1ないし5）。

上記議員は、1日目に岡山市から東京都に赴き、「国立公文書館」で施設関係者に話を聞く等し、2日目午前中に「江戸川区役所」を視察し、子育て支援等に関する調査を行い、午後には宇都宮市の「宇都宮美術館」に来館し、3日目午前中には栃木県大田原市の「しんとみりフレッシュパーク」においてリハビリ機能を持った健康増進

公園を視察して、午前中で上記視察を終えた（甲Bイ12の3）。

上記各視察のうち、「国立公文書館」、「江戸川区役所」及び「しんとみりフレッシュパーク」の視察の目的及び内容は、市政に関するものであるということが出来る。しかしながら、「宇都宮美術館」への来館については、その目的が、被告の主張するとおり「岡山市デジタルミュージアム」の今後のあり方を考察することにあるとすれば、来館の目的が市政と関連性を有するものであるとはいえるものの、その視察の報告内容は、一般の観光客でも報告が可能な内容に終始しており（甲Bイ12の4）、施設関係者等から話を聞く等のこともせず、単に美術館の展示物等を鑑賞しただけではないかという疑いを生じさせ、そうである以上、議員の自主性、自立性を尊重して考えても、上記目的と視察の内容との関連性は疑わしいといわざるを得ない。

よって、整理番号282の支出のうち、上記美術館の視察に要した支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。そして、上記美術館へ来館しなくとも、交通費に差異はないが、視察を1泊2日で終了することができたと推認されるため（甲Bイ12の3ないし4）、1日分の宿泊料（1万4800円）と日当（3000円）に係る支出は違法といえる（ただし、日当は上記議員が自主的に返還している。）。

(イ) 整理番号699ないし701

整理番号699ないし701の支出は、議員藤井義人、松田安義及び松岡茂による「沖縄県立総合精神保健福祉センター」の視察に係る支出である。

上記視察の目的及びその内容は、市政に関するものと認められる。また、視察先の都合で午前10時からの視察となったため、前泊の必要が生じたことからすると（丙1）、宿泊料を含めた全額につき

相当性を欠くものでなく、違法な支出というべきでない。

(ウ) その他（ただし、原告が是認している支出及び原告の主張を被告が認めている支出は除く。）

その他の支出については、市政と関連する視察に係る支出であり、その支出額も相当性を欠くものでないから、違法な支出であるとは認められない。

原告は、岡山市の旅費規程に基づいて日当、宿泊料が支出されている点を問題にしているが、前述のとおり、これは相当性を欠くものでない。また、整理番号268、整理番号278の支出は、それぞれ広島市、広島県福山市における視察に係るものとして報告されているところ、上記各視察の交通費に係る領収書が存在しないため、原告は上記各支出を問題視している。しかしながら、上記視察の存在は認められ（甲Bイ6の1ないし3、甲Bイ8の1ないし3）、そうである以上、報告された額に相当する交通費の支出があったと推認される。よって、上記各支出を違法な支出とまでいうべきでない。

(ウ) ウ 資料作成費

整理番号502の支出は、本会議質問時録画用ダビングテープの購入に係る支出であり、市政報告に用いる資料を作成するためのものであるといえる。また、整理番号353、435の支出は、会派控室で使用する用紙代にかかるものであり、専ら政務調査のための資料作成に用いられることにつき、疑いを生じさせる事情があるとまでいうことはできない。

よって、上記各支出は、違法な支出であるとは認められない。

(エ) エ 資料購入費

原告が問題としている支出は、会派控室の新聞代、所属政党機関誌、住宅地図に係る支出であるところ、上記各支出は、その全額につき違法な支

出というべきでない。

オ 広報費

(ア) 整理番号 784, 785

整理番号 784, 785 の支出は、被告補助参加人の開設・運営するホームページに係る支出である。被告補助参加人のホームページは、議会活動や市政に関する報告に相当程度のスペースが割かれている一方で、議員の顔写真等も掲載されており、政務調査活動とはいいがたい議員個人の紹介にもまた相当程度のスペースや費用が割かれているし、政務調査以外の活動に関する情報を提供することもまた重要な目的となっている印象を受ける（乙Bオ5）。よって、整理番号 784, 785 の支出については、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法というべきである。

(イ) その他

その他に原告が問題としている支出は、被告補助参加人の発行する市政報告紙「市議団ニュース」及び議員リポート「岡山電子町内会」に係る支出、市議会発言集の印刷に係る支出であるところ、上記各支出は、会派の調査研究活動又は議会活動若しくは市政についての報告に係る費用といえるし、その支出額は、いずれも相当性を欠くものでない（甲Bオ1ないし32（枝番を含む。））。また、「市議団ニュース」については、その紙面のほとんどが会派の調査研究活動又は議会活動若しくは市政についての報告に割かれている（乙Bオ1ないし4）。

以上のとおりであるから、上記各支出は、違法な支出とまでは認められない。

カ 広聴費

広聴費に関し原告が問題としている支出は、会派控室での市政報告等の際に利用する茶代に係る支出と認められ、その全額につき違法な支出とま

でいうべきでない。

キ 人件費

原告が問題としている人件費に係る支出は、会派が雇用する職員に関するものであり、専ら政務調査活動を補助する職員として雇用されたことについて疑いを生じさせるに足りる事情まで認められないから、その全額につき違法な支出とまでは認められない。

ク 事務費

原告が問題としている事務費にかかる支出は、会派控室の文具系消耗品、FAX使用料、印刷機リース料及び備品に係る支出と認められ、違法な支出とまでいうべきでない。

ケ 被告補助参加人に係る支出の違法性は上記のとおりであり、違法な支出額は、別紙2「違法な支出額」のとおりとなる。よって、被告は、被告補助参加人に対し、不当利得に基づき、違法な支出額合計20万3437円から預金利息9590円を控除した19万3847円の返還請求権を有することになる。

(3) ゆうあいクラブ

ア 研究研修費

(ア) 整理番号1

整理番号1の支出は、議員楠木忠司による、路面電車と都市の未来を考える会「RACDA」の会費（団体会費）に係る支出である。

上記団体は、路面電車と都市の未来について考えることを目的としており、JR吉備線LRT化に向けて岡山市やJRに要望を出したり、全国路面電車ネットワークへの加入団体として「路面電車サミット」や「人と環境にやさしい交通をめざす全国大会」等の会議に出席したりする等、上記目的に沿う活動を行っている（乙Cア1）。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っている認められるから、上記団体の会員と

して活動するために必要となる会費は、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいうべきでない。

原告は、上記団体は非会員も交え月に2回定例幹部会を、年に1回総会を開いているところ、上記団体が発行した会報はそこで配布されるから、上記団体の活動内容を知るのに会員になる必要はないと主張する。しかしながら、上記団体の活動内容を知るだけでなく、上記団体の会員となって路面電車に関する全国の会議に出席したり、他の会員や交通機関の関係者等と意見交換を行い情報入手に努めたりすることもまた、市政に関連するものといえるから、上記団体会費に係る整理番号1の支出は、違法とまで認められない。

(イ) 整理番号8

整理番号8の支出は、議員田中慎弥による広島市への視察に係る支出である。

上記視察の目的は、歩きたばこ禁止区域制定等を検討する上で広島市の状況を調査することであり、県議会議員や同議員の友人の広島市職員とともに、現場を歩きつつ知識を得るといった内容の視察を行ったことが認められ、その内容と上記目的は関連性を有するといえるし、支出額も相当である(乙Cア4, 乙Cア8の1ないし4)。

よって、整理番号8の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとは認められない。

(ウ) 整理番号2, 6, 13, 14

上記各支出については、市政と関連する会合に係る支出であり、その支出額も相当性を欠くものでないから、日当分等含め違法な支出であるとは認められない。

また、整理番号13の支出は、大阪市で開催された「地域福祉を

めぐる法制度と推進政策セミナー」に出席した際に要した支出として報告されているところ、交通費に係る領収書が存在しないため、原告は上記各支出を問題視している。しかしながら、上記会合及びその出席の事実は認められ（乙Ｃア５，弁論の全趣旨），そうである以上，報告された額に相当する交通費の支出はあったと推認される。よって，上記支出を違法な支出とまでいうべきでない。

イ 調査旅費

(ア) 整理番号８１

整理番号８１の支出は，議員三宅員義による直島の視察に係るフェリー代であり，同行者のフェリー代も含まれている（乙Ｃイ１）。

上記視察の目的は，犬島の開発と岡山市の関わりについて調査することであり，市政と関連するものであるし，その視察内容は，同行者に案内してもらいつつ上記のことにつき説明を受けるというものであるから（乙Ｃイ１），上記目的との関連性が認められる。また，上記視察内容に鑑みれば，同行者ととともに視察に赴くことが有益であったといえるから，同行者のフェリー代に係る支出も含め，議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるということとはできない。

(イ) 整理番号９６

整理番号９６の支出は，平成１９年１０月１７日から同月２０日の３泊４日にわたって実施された，台湾新竹市の視察に係るものである。上記視察には，議員，岡山市副市長，その他一般市民も参加した。

上記視察の目的は，新竹市での市民交流を図り，台湾の学生に岡山市を修学旅行先に選んでもらうこと，台湾新幹線の視察等であり，その主な内容は，新竹市副市長等の政府関係者との町並みや観光施設等の視察，意見交換，懇親会，岡山市に留学経験のある市民との懇親会，台湾新幹

線の体験乗車等であり、上記目的との関連性が認められる（乙Ｃイ３，弁論の全趣旨）。また、その支出額も８万３９００円と、内容に比し相当性を欠くものではない。

よって、上記視察に係る整理番号９６の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまでいうことはできない。

(ウ) 整理番号１０１

整理番号１０１の支出は、議員有井靖和による千葉県白井市、埼玉県新座市の視察に係る支出である（乙Ｃイ４）。

上記議員が千葉県白井市、埼玉県新座市に赴いた目的は、社会福祉・医療福祉政策を調査することであり（乙Ｃイ４）、その目的と市政に関連性はあるといえる。そして、埼玉県新座市では「福祉の里」という福祉施設に赴いているところ、その報告内容が、建物の紹介やその感想の域を出ていないくらいはあり、施設関係者等から話を聞く等のこともされなかったと推認されるものの（乙Ｃイ４、埼玉県新座市「福祉の里」新座市障がい福祉センターに対する調査囑託の結果）、福祉施設の見学が、単なる旅行や観光であるとまではいいにくく、上記目的との関連性を疑わせるような事情までは認められない。一方で、千葉県白井市で上記議員が赴いた施設については明らかになっておらず、報告内容も同市で発行しているガイドブックの紹介等にとどまっているから（乙Ｃイ４）、議員の自主性、自立性を尊重して考えても、同市の視察と上記目的との関連性を疑わせる事情はあるといえる。

上記各事情からすると、整理番号１０１の支出のうち、埼玉県新座市の視察に係る部分については違法であるとまでいえないが、それを超える支出は議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。そして、埼玉県新座市

に係る視察のみであっても、交通費に差異はないが、上記視察内容に鑑みると、宿泊を要してまで行うべき視察であったことには疑いがあるから、宿泊代（1万4800円）及び1日分の日当（3000円）に係る支出合計1万7800円は違法というべきである。

(エ) 整理番号115

整理番号115の支出は、議員有井靖和が兵庫県豊岡市での視察の際に要した60人分の弁当代、バス代に係る支出として報告したものであり、ごみ問題に関心のある者とともに合計60人で同市に赴いている（ルミエルフファミリー観光に対する調査嘱託の結果）。

上記視察の目的が、報告内容のとおりごみ処理場に対する意識の高揚を図ることにあるとすれば（乙Cイ5）、その目的と市政との関連性はあるといえる。しかしながら、報告によれば「豊岡最終処分場」を見学したということであるが、豊岡市市民生活部環境センターに対する調査嘱託の結果からは、上記見学の事実はなかったのではないかという疑いが生じ、その疑いを覆すに足りる証拠はない。

そうであるとすれば、上記視察の内容は不明というほかなく、議員の自主性、自立性を尊重して考えても、上記目的と22万円という高額な費用をかけてまで行ったとされる視察の内容との関連性に疑わしさが生じるから、整理番号115の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。

(オ) 整理番号147, 167, 168

整理番号147, 167, 168の支出は、議員田中慎弥が小豆島での視察の際に要した駐車料、宿泊代、フェリー代に係る支出である。

上記視察の目的が、報告内容のとおり豊島産業廃棄物処理施設が近隣の島々に与えた影響について調査し、それを岡山市犬島の産業廃棄物対

策、ごみ処理等に活用することにあるとすれば（乙Ｃア８の１）、その目的と市政との関連性はあるといえる。しかしながら、報告によればその視察内容は、上記のことに精通した元町議会議員に話を聞くというものであり（乙Ｃア８の１）、その視察内容が実行されていないのではないかという疑いを生じさせる事情までは認められないものの、上記話の内容が明らかでないこと及び岡山市と小豆島の距離からすれば、宿泊までして行う必要のある視察でなかったのではないかという疑いは生じ、その疑いを覆すに足りる反証はない。

よって、整理番号１４７、１６７、１６８の支出のうち、駐車料及びフェリー代に係る整理番号１４７、１６８の支出は違法とまで認められないが、宿泊費に係る整理番号１６７の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。

(カ) 整理番号１６１ないし１６３

整理番号１６１ないし１６３の支出は、「岡山市・新竹市友好都市議員連盟友好訪問団」２０名により平成２０年１月８日から同月１１日の３泊４日にわたって実施された、台湾の貴雄市、新竹市及び台北市の訪問、視察に係るものである。上記各支出には、議員花岡薫、同三宅員義、同太田武正による航空運賃、宿泊費、昼食代及び交通費等が含まれているところ、新風会調査旅費の整理番号７９１、７９２と同様の理由から、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまで認めることはできない（乙Ｃイ６ないし８、弁論の全趣旨）。

(キ) 整理番号２０３

整理番号２０３の支出は、議員有井靖和による千葉市、宇都宮市、さいたま市の視察に係る支出として報告されたものである。

上記議員が、千葉市、宇都宮市、さいたま市に赴いた目的が、報告内容のとおり、岡山市での生涯学習支援、観光施策及び子供の教育活動の充実を図るための調査にあるとすれば（乙Ｃイ１４）、その目的と市政に関連性はあるといえる。しかしながら、千葉市では「千葉市生涯学習センター」という、調査・資料室、マルチメディア体験ブース、音楽スタジオ等がある生涯学習センターに赴いたと報告されているが、その報告内容は上記センターの紹介やその感想に終始しており、センターの関係者等から話を聞く等のことはしなかったと推認され、一般のセンター利用客でも報告が可能な内容に終始している（乙Ｃイ１４、千葉市生涯学習センターに対する調査囑託の結果）。また、宇都宮市では「うつのみや妖精ミュージアム」に、さいたま市では「さいたま市立博物館」にそれぞれ赴いたと報告されているが、その視察の報告内容は、いずれも展示物の紹介等という、やはり一般の観光客でも報告が可能な内容に終始しており、施設関係者等から話を聞く等のこともせず、単に展示物等を鑑賞しただけではないかという疑いを生じさせる（乙Ｃイ１４、宇都宮市教育委員会及びさいたま市立博物館に対する調査囑託の結果）。

上記各事情からすると、議員の自主性、自立性を尊重して考えても、上記目的と旅費をかけてまで行ったとされる視察の内容との関連性に疑わしさが生じるから、整理番号２０３の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。

(ク) 整理番号２０７，２０９

整理番号２０７，２０９の支出は、議員田中慎弥による福岡市博多区の視察に係る支出である（乙Ｃイ１５）。

上記議員が同区に赴いた目的は、岡山市が政令指定都市になるに当たって区役所と福祉事務所のあり方を調査するため博多区役所の福祉事務

所を視察することになり（乙Cア8の1，乙Cイ15），その目的と市政に関連性はあるといえる。そして，その報告内容が，事務所の紹介やその感想の域を出ていないきらいはあり，関係者等から話を聞く等のこともされなかったと推認されるものの（乙Cア8の1，乙Cイ15，福岡市博多区福祉事務所に対する調査嘱託の結果），福祉事務所の見学が，単なる旅行や観光であるとまではいいにくく，上記目的との関連性を疑わせるような事情までは認められない。そして，支出額も相当性を欠くものではない。

よって，整理番号207，209の支出は，議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出とまでいうことはできない。

㌸ 整理番号219

整理番号219の支出は，議員田中慎弥による広島市での視察に係る支出として報告されたものである。

上記視察の目的が，報告内容のとおり広島市の平和教育について視察し，岡山市の民間運営の「空襲資料館」のあり方を調査することにあるとすれば，（乙Cア8の1，乙Cイ17），その目的と市政との関連性はあるといえる。しかしながら，報告によれば「平和資料館」に赴き，担当者の話を聞いたということであるが，広島市教育委員会に対する調査嘱託の結果からは，担当者から話を聞く等のことはしなかったのではないかという疑いが生じ，その疑いを覆すに足りる的確な証拠はない。そうであるとすれば，上記視察の具体的内容は不明というほかなく，単に上記資料館の展示物等を鑑賞しただけではないかという疑いをも生じさせる。

上記各事情からすると，議員の自主性，自立性を尊重して考えても，上記目的と旅費をかけてまで行ったとされる視察の内容との関連性に疑

わしさが生じるから、整理番号219の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。

(二) 整理番号253

整理番号253の支出は、議員田中慎弥が島根県「石見銀山」を視察した際に要したガソリン代に係る支出であると報告されている(甲Cイ255)。

上記視察の目的が、報告内容のとおり遺産の保全方法や遺産の観光資源としての利活用について考察することにあるとすれば、その目的と市政との関連性はあるといえる。しかしながら、その視察内容は、「石見銀山」を訪れたということの他には明らかになっておらず、関係者に話を聞く等のこともせず、一般の観光客と同様の行動をとっただけではないかという疑いを生じさせる。

上記事情からすると、議員の自主性、自立性を尊重して考えても、上記目的と視察の内容との関連性に疑わしさが生じるから、整理番号253の支出は、原告が是認する額を超えた支出は違法であるというべきである。

(三) その他(ただし、原告の主張を被告が認め返還を受けている支出を除く。)

整理番号8, 44ないし49, 67, 80, 83, 89, 100, 103, 104, 126, 129, 130, 159, 160, 170, 171, 174, 232, 233, 250, 255の支出は、市政に関する調査を行うために要したものは疑わしく、原告が是認する額を超えた支出は違法であるというべきである(ただし、駐車時間が不明であることを理由に否認された整理番号83の支出800円のうち200円分についても、駐車時間が明らかになったことから(乙Cイ

2) , 原告の主張に照らせば, 800円全体の50%を超えた支出が違法と認められるべきである。)

上記以外のその他の支出(整理番号84, 107, 191を除く。)は, 市政に関する調査, 市民相談等に係る駐車料であると認められる(乙Cイ19, 弁論の全趣旨)。上記各支出については, 調査の際に自家用車を使用すること及び駐車時間や支出額が相当性を欠くとまでいえるものではないから, 全額を調査旅費として支出することが違法であるとまでいうことはできない。

なお, 整理番号84の支出のうち軽油代に係る部分, 代車に対する給油に係る支出と推認される整理番号107, 191の支出については, 議員有井靖和が政務調査活動に際してディーゼル車や代車を全く利用していないのではないかと疑わせるに足りるまでの事情はないことから(乙Cイ19), 50%を超えた部分に限り違法な支出というべきである。

ウ 資料作成費

資料作成費としては, 写真現像代, 印刷に要する用紙・インク等の文具代, パソコンソフトの購入代金, 資料製本代等が報告されているところ, 整理番号15, 23の支出を除いて, 政務調査活動のために購入, 使用されたものか明らかになっていない。よって, 50%で案分した限度を超えた支出は違法であると認めるべきである。

整理番号15, 23の支出は, 「公立病院の経営に関する論点」, 「自治体病院の存在意義と今後のあり方についての考察」と題する資料の製本に要した費用であり(乙Cウ2ないし3), 政務調査活動の一環として作成, 使用されることが認められるから, 違法な支出であるとは認められない。

エ 資料購入費

(ア) 整理番号 13

整理番号 13 の支出のうち、1470 円で購入された書籍については、題名等が明らかになっておらず、その内容と市政との関連性は疑わしい。よって、整理番号 13 の支出のうち、1470 円分は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。

(イ) 整理番号 25

整理番号 25 の支出は、議員太田武正による「NPO 法人グリーンパートナーおかやま」作成の環境問題をテーマとした冊子合計 10 冊の購入に係る支出である。

上記資料の内容は、市政との関連性があると推認され、共同研究のために購入されたというのであるから（乙 C エ 2）、10 冊購入する必要性を欠いているとまではいえない。

よって、整理番号 25 の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまで認めることはできない。

(ウ) 整理番号 67 のうち「週刊文春」の購入に係る部分

整理番号 67 の支出のうち、320 円分は、議員太田武正による週刊誌「週刊文春」に係る支出であるところ（甲 C エ 35）、一般に、週刊誌は娯楽性の高い読み物であり、市政との関連性は窺われず、購入された上記週刊誌に市政に資する情報が掲載されていたとの反証はない。よって、上記支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。

(エ) その他（ただし、原告が是認している支出及び原告の主張を被告が認め返還を受けている支出を除く。）

その他の支出は、新聞代（業界紙等も含む。）、地図の購入に係る支

出であるところ、上記各支出は、購読場所如何にかかわらず、全額違法な支出というべきでない。

オ 広報費

(ア) 整理番号 1, 9, 13 ないし 16, 19, 24, 33, 34

上記各支出は、用紙代、郵送代、ハガキ代に係る支出であるところ、政務調査活動のために購入、使用されたものか明らかになっていない。よって、上記各支出については、50%で案分した限度を超えた支出を違法と認めるべきである。

(イ) 整理番号 32

整理番号 32 の支出は、議員有井靖和による名刺の印刷に係る支出である(乙Cオ15)。

議員が政務調査活動の際に名刺を使用することがある一方で、政務調査以外の政治活動に名刺を使用することもまた明らかであるといえる。そして、上記支出が専ら政務調査活動の際に使用する名刺に係るものであるか明らかになっていないから、上記支出については、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法というべきである。

(ウ) その他

その他の支出は、議員の発行する市政報告紙、市政に関するアンケートの実施、ハガキによる市政報告、市政報告会に係る費用であると認められ、市政報告紙及びハガキによる市政報告については、その紙面のほとんどが会派の調査研究活動又は議会活動若しくは市政についての報告に割かれているから、上記各支出は、全額につき、違法な支出とまでは認められない(乙Cオ1ないし14(枝番を含む。))、弁論の全趣旨)。

原告は、整理番号 3 ないし 5, 27, 28 の支出が、飲食を伴う会合に係る支出であり違法と主張するが、上記各支出は、市政報告会の案内に要した切手、ハガキ代であるところ、仮に上記会合が飲食を伴うもの

であったとしても、上記会合において市政報告が行われなかったのではないかという疑いを生じさせるまでの事情は認められず、その案内に係る支出は違法というべきでない。

カ 広聴費

(ア) 整理番号 1, 6

整理番号 1, 6 の支出は、広聴会、市政報告会での昼食代に係る支出として報告されたものである。しかしながら、上記広聴会や市政報告会で食事が必要である特段の事情は認められず、整理番号 1, 6 の支出は違法というべきである。

(イ) 整理番号 2, 3, 5

整理番号 2, 3, 5 は、市民の要望により行われた関係部署との会合、建設関係労働者との労働問題、住宅問題に関する会合に係る飲み物代であり、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いているとまでいうことはできない。

なお、原告が主張するような、整理番号 5 の支出が公職選挙法 199 条の 2 第 1 項に反する支出であることを疑わせるまでの事情はない。

(ウ) 整理番号 4

整理番号 4 の支出は、議員小林ひさおによる飲み物代に係る支出であるところ、広聴会や市政報告会等の政務調査活動のために購入、使用されたものか明らかになっていない。よって、整理番号 4 の支出については、原告が是認する額を超えた支出は違法であるというべきである。

キ 人件費

原告が問題としている人件費に係る支出は、会派が雇用する職員に関するものであり（乙Cキ1）、専ら政務調査活動を補助する職員として雇用されたことについて疑いを生じさせるに足りる事情まで認められないから、違法な支出とまでは認められない。

ク 事務費

- (ア) 整理番号1 (ただし返還を受けている1944円分は除く。), 4ないし7, 12, 17, 18, 20, 29, 31, 32, 34ないし37, 42, 48, 49, 51, 53, 59, 60, 69, 70, 75, 77, 84, 85, 96ないし98, 102, 103, 106, 116, 120ないし122, 133, 141, 143, 144, 146, 148, 152, 153, 170

上記各支出は、会派控室の電話代、事務機器、事務用品、同室での市政報告等の際に利用する茶代等に係る支出、又は議員が専ら政務調査のために利用する事務用品に係る支出と認められ(甲Cク6, 甲Cク19, 甲Cク33, 甲Cク49, 甲Cク85, 甲Cク122, 甲Cク144, 乙Cク1, 弁論の全趣旨)、違法な支出とまでいふべきでない。

- (イ) 整理番号21, 38, 52, 65, 86, 104, 130, 147, 171

上記各支出は、ウォーターサーバーに係る支出であるところ、ウォーターサーバーが政務調査に通常必要な支出とはいいがたい。よって、上記各支出は、その全額につき違法な支出と認められる。

- (ウ) 整理番号22, 30, 44, 47, 62, 68, 74, 80, 88, 115, 124, 125, 140, 158, 159

上記各支出は、議員の携帯電話代、自宅兼事務所の電話代に係る支出であり、33%で案分し、その限度を超えた支出を違法というべきである。

- (エ) 整理番号94, 95, 118, 119, 137, 138, 167, 168

上記各支出は、議員花岡薫が代表者を務める「旭友会」名義で「花岡商事株式会社」から賃借を受けている事務所の賃料及び経費に係る支出

であると報告されており、「旭友会」名義で発行された領収書も一部存在する（甲Cク94の1ないし2，甲Cク95の1ないし2，甲Cク118の1ないし2，甲Cク119の1ないし2，甲Cク137の1ないし2，甲Cク138の1ないし2，甲Cク167の1ないし2，甲Cク168の1ないし2，乙Cク4の1ないし5）。しかしながら、「旭友会」という団体がいかなる活動をしているのか明らかでないこと，上記議員は上記建物の賃貸人である花岡商事株式会社の役員であること等の事情が認められることからすれば（弁論の全趣旨），上記建物で政務調査活動が行われていること及び上記議員に関し事務所賃料等が発生していることに疑いが生じ，その疑いを覆すに足りる反証はされていない。

そうである以上，上記各支出は，議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出というべきである。

(イ) 整理番号132

整理番号132の支出は，椅子カバーやソファカバーのクリーニング代に係る支出である。政務調査の事務所における椅子やソファのクリーニングが，同事務所において円滑な職務を行うために有益であるという側面がないわけではないが，政務調査の事務所として機能するために上記クリーニングが通常必要であるとはいいがたい。よって，整理番号132の支出は，議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出といわざるを得ない。

(ロ) その他（原告が是認している支出及び原告の主張を被告が認めている支出を除く。）

その他の支出は，議員が議員事務所等で使用する文具系消耗品，事務機器，備品等に係る支出又は使用場所が明らかでない文具系消耗品，備品等に係る支出（名刺に係る支出も含む。）であると認められるところ

(乙Cク1), 政務調査活動にのみ用いられているという特段の事情は認められないから, 50%で案分し, その限度を超えた支出は違法である。

ケ ゆうあいクラブに係る支出の違法性は上記のとおりであり, 違法な支出額は, 別紙2「違法な支出額」のとおりとなる。よって, 被告は, ゆうあいクラブに対し, 不当利得に基づき, 違法な支出額合計276万1411円から預金利息5839円及び返還を受けた73万3597円を控除した202万1975円の返還請求権を有することになる。

(4) 政隆会

ア 研究研修費

整理番号176のタクシー代のうち, 平成19年10月17日に利用された表町から大窪までの3660円分, 整理番号236のタクシー代のうち, 同年12月7日に利用された中央町から大窪までの2880円分, 整理番号291のタクシー代のうち, 平成20年2月6日に利用された中央町から一宮までの4460円分及び同月23日に利用されたプラザホテルから一宮までの5000円分については, 議員鷹取清彦による市民相談に係るタクシー代であると認められる(乙Dア8)。上記各支出額は, やや高額なきらいはあるが, 支出額の50%を超える部分については返還されていることや, 各移動距離や他の交通機関との所要時間の差異等に鑑みれば, タクシーを使用すること及びその支出額が相当性を欠くとまではいえない。よって, 上記各支出は未返還の部分が違法とまでは認められない。

整理番号289の支出のうち, 議員磯谷和行により同月8日に利用された2000円分については, 市民相談のために要した岡山市役所から福浜までのタクシー代に係る支出であると認められる(乙Dア8)。また, タクシーを使用することやその支出額が相当性を欠くとまでいえないから,

未返還部分を研究研修費として支出することが違法であるとまでいうことはできない。

整理番号289のタクシー代のうち、上記議員により同月7日に利用された万倍から宮浦までの3440円分及び同月21日に利用された岡山駅から宮浦までの3600円分については、同議員による市民相談に係るタクシー代であると認められる(乙Dア8)。上記各支出額は、やや高額なきらいはあるが、支出額の50%を超える部分については返還されていることや、各移動距離や他の交通機関との所要時間の差異等に鑑みれば、タクシーを使用すること及びその支出額が相当性を欠くとまではいうべきでない。よって、上記各支出は未返還の部分が違法とまでは認められない。

整理番号237の支出のうち、議員田口裕士により平成19年12月5日に利用された2650円分については、市民相談のために要した岡山市役所から津高までのタクシー代に係る支出であり、整理番号292の支出のうち、同議員により平成20年2月17日に利用された3680円分については、市民相談のために要した同議員の自宅から足守までのタクシー代に係る支出であると認められる(乙Dア8)。上記各支出額は、やや高額なきらいはあるが、支出額の50%を超える部分については返還されていることや、各移動距離や他の交通機関との所要時間の差異等に鑑みれば、タクシーを使用すること及びその支出額が相当性を欠くとまではいうべきでない。よって、上記各支出は未返還の部分が違法とまでは認められない。

その他の支出(ただし、原告が是認している支出及び原告の主張を被告が認め返還を受けている支出を除く。)については、その全額が市政に関する調査を行うために要したものは疑わしく、原告の是認した額を超えた支出は違法であるというべきである。

イ 調査旅費

(ア) 整理番号64ないし66

整理番号64ないし66の支出は、「朝鮮通信使訪日400周年記念事業」として平成19年7月26日から同月28日の2泊3日にわたって実施された、韓国の富川市、密陽市及び釜山市の訪問、視察に係るものである。上記事業には、新風会に所属する議員5名、政隆会に所属する議員3名、その他一般市民を含む合計93名が参加した。

上記事業に係る支出は、新風会の調査旅費整理番号33の支出と同様の理由から、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまでいうことはできない。

(イ) 整理番号86, 87

整理番号86, 87の支出は、議員安井聡、同田口裕士により平成19年8月29日から同月31日にわたって実施された、北海道釧路市、帯広市及び富良野市の視察に係るものである。

上記視察に係る支出は、新風会の調査旅費整理番号167の支出と同様の理由から、日当及び宿泊費も含め、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認めることはできない(乙Dイ2)。

(ウ) 整理番号123

整理番号123の支出は、議員宮武博により平成19年10月1日から同月3日にわたって実施された、沖縄県での視察に係るものである。

上記視察は、IT投資が活発な沖縄県の施設、機関等を視察・調査する目的で実施されたところ、その内容は、1日目に総務省沖縄総合通信事務所の電監視施設の視察、2日目に「琉球放送株式会社」で地上デジタル放送設備、「沖縄市テレワークセンター」で雇用促進施設及び「IT創造館」でインキュベーション施設の視察、3日目に「沖縄ケーブルネットワーク株式会社」でケーブルテレビの視察をそれぞれ行うというものであり、上記目的と関連するものであるといえる(乙Dイ3, 総務

省沖縄総合通信事務所、琉球放送株式会社、沖縄市役所企業誘致課及び沖縄ケーブルネットワーク株式会社に対する調査嘱託の結果)。上記視察は、原告の主張するとおり、1泊2日で決行することが不可能とはいえないが、合計で5施設を視察していること、その視察内容及び移動距離等に鑑み、2泊3日かけて決行することが相当性を欠くとまでいえず、支出額も相当性を欠くとまではいえない。

よって、上記視察に係る整理番号123の支出は、その全額につき、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認めることはできない。

(二) 整理番号153, 242

整理番号153の支出は、市政に関する調査研究に係る交通費及び岡山市の旅費規程に基づく支出であるから、違法な支出ということとはできない。

整理番号242の支出は、議員藤原哲之が大阪市において開催された講座「地方議会の制度と運営の実務」に出席するために要した支出であると認められるところ、上記の交通費に係る領収書が存在しないため、原告は上記支出を問題視している。しかしながら、上記議員が上記講座へ出席した事実は認められ(原告もその事実は否定していない。), そうである以上、報告された額に相当する交通費の支出があったと推認される(甲Dイ20, 乙Dイ7)。よって、上記支出を違法な支出とまでいうべきでない。

(三) 整理番号171

整理番号171の支出は、議員浦上雅彦が国土交通省への陳情に赴いた際に要した支出である(乙Dイ5)。

上記陳情の目的は、東部に向けての外環状線の早期着工を求めることにあり、市政に関連するものといえる。しかしながら、一般に陳情は陳

情者が地方の実情や希望を述べて相手方に善処を要請するという性質のものであるところ、上記陳情に際して、国土交通省の局長や課長から外環状線の早期着工に関する問題の所在等の情報を取得しようとしたことをうかがわせる証拠はない。

そうすると、整理番号171の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出とはいえず、違法な支出であると認められる。

(カ) 整理番号216ないし222

整理番号216ないし222の支出は、「岡山市・新竹市友好都市議員連盟友好訪問団」20名により平成20年1月8日から同月11日の3泊4日にわたって実施された、台湾の貴雄市、新竹市及び台北市の訪問、視察に係るものである。

上記事業に係る支出は、新風会の調査旅費整理番号791、792の支出と同様の理由から、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまでいうことはできない(乙Dイ6)。

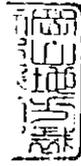
(キ) 整理番号267

整理番号267の支出は、議員小川信幸が総務省へ訪問した際に要した支出である。

上記議員は、岡山市が政令指定都市になるよう要望を行う目的で総務省へ訪問したものであり(乙Dイ8)、上記目的と市政の関連性は認められる。しかしながら、上記訪問に際して、総務省事務次官から政令指定都市の指定に関する問題の所在等の情報を取得しようとしたことをうかがわせる証拠はない。

そうすると、整理番号267の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出とはいえず、違法な支出であると認められる。

(ク) タクシー代に係る支出(ただし、原告が是認している支出及び原告



の主張を被告が認め返還を受けている支出を除く。)

整理番号143のタクシー代のうち、平成19年9月11日に利用された表町から大窪までの3680円分、整理番号203の支出のうち、同年11月29日に利用されたプラザホテルから大窪までの4700円分については、議員鷹取清彦による市民相談に係るタクシー代であると認められる(乙Dア8)。上記各支出額は、やや高額なきらいはあるが、支出額の50%を超える部分については返還されていることや、各移動距離や他の交通機関との所要時間の差異等に鑑みれば、タクシーを使用すること及びその支出額が相当性を欠くとまではいうべきでない。よって、上記各支出は未返還の部分が違法とまでは認められない。

その他の支出については、その全額が市政に関する調査を行うために要したものは疑わしく、支出は違法であるというべきである。

ウ 資料作成費

資料作成費として報告されている整理番号191の支出は、政務調査活動のために購入、使用されたものか明らかになっていない。よって、50%で案分した限度を超えた支出は違法であると認めるべきである。

エ 資料購入費

(ア) 整理番号48, 114, 124のうち「式辞・あいさつ事例集」の購入に係るもの, 128, 227, 274, 301

上記各支出は、式辞・あいさつ事例集の購入に係る支出であるところ、上記資料は一般教養の範囲に属するものであり、市政との関連性は窺われない。よって、上記支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。

(イ) 整理番号283

整理番号283の支出は、「岡大ジャーナル新聞会」の発行した新聞の購入に係る支出と認められるが(甲Dエ44)、その内容が不明であ

り、市政との関連性があるか疑いを生じさせる。そして、その疑いを覆すに足りる反証はされていない。

よって、上記支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認められる。

(ウ) その他

その他の支出は、新聞代（業界紙も含む。）、住宅地図、辞書の購入に係る支出であるところ、上記各支出は、購読場所如何にかかわらず、違法な支出というべきでない。

オ 広報費

(ア) 整理番号51, 84, 104, 138ないし140, 160, 162, 186, 314

整理番号104の支出は、ハガキによる市政報告案内に係る支出であると報告されているが、当初はそのような報告がない上、現物もなく、すべてが市政に関する調査研究に用いられたか疑いがある。整理番号314の支出は、整理番号322の市政報告紙に係る郵送代と主張されているが、その購入時期に鑑み疑義があり、すべてが市政に関する調査研究に用いられたか疑いがある。整理番号51, 84, 138ないし140, 160, 162, 186の支出は、用紙代、その他の文具代に係る支出であるところ、政務調査活動のために購入、使用されたものか明らかになっていない。

以上の各事情から、上記各支出については、50%で案分した限度を超えた支出を違法と認めるべきである。

(イ) その他

その他の支出は、議員の発行する市政報告紙に係る費用であると認められ、市政報告紙については、その紙面の大部分が会派の調査研究活動又は議会活動若しくは市政についての報告に割かれているから、上記各

支出は、全額につき、違法な支出とまでは認められない（乙Dオ1ないし16，弁論の全趣旨）。

原告は、市政報告紙「烏城新報」に係る印刷代と報告されている整理番号60，152の支出について、市政報告紙発行社「烏城新報社」と印刷代に係る領収書とされている領収書の発行社「株式会社県民ガイド新聞社」が異なる法人であることから、上記各支出が違法であると主張する。たしかに、市政報告紙発行社と領収書発行社が異なる理由は明らかでないが、上記議員が上記市政報告紙を作成した事実は認められ、そうである以上、上記領収書の内容に相当する印刷代を要したことは推認されるから（乙Dオ1及び5，弁論の全趣旨），整理番号60，152の支出を違法というべきでない。

カ 広聴費

(ア) 整理番号115，129，165，185

上記各支出は、切手、ハガキの購入に係る支出であるところ、政務調査活動のために購入、使用されたものか明らかになっていない。よって、上記各支出については、50%で案分した限度を超えた支出を違法と認めるべきである。

(イ) その他

その他の支出は、会派控室での広聴の際に用いられる飲み物代に係る支出であると認められるところ（弁論の全趣旨），違法な支出というべきでない。

キ 人件費

原告が問題としている人件費に係る支出は、会派が雇用する職員に関するものであり、専ら政務調査活動を補助する職員として雇用されたことについて疑いを生じさせるに足りる事情まで認められないから、その全額につき違法な支出とまでは認められない。

ク 事務費

- (ア) 整理番号47, 49, 50, 67, 73, 74, 75, 93ないし95, 131, 133, 134, 158, 159, 166, 187ないし189, 223ないし225, 251, 252, 269のうちコーヒーミルク, シュガー代に係る部分, 280, 282, 284

上記各支出は, 会派控室の電話代, 事務機器, 茶代に係る支出と認められ(弁論の全趣旨), その全額につき違法な支出とまでいふべきでない。

- (イ) 整理番号63

整理番号63の支出は, 椅子カバーのクリーニング代に係る支出である。政務調査の事務所における椅子のクリーニングが, 同事務所において円滑な職務を行うために有益であるという側面がないわけではないが, 政務調査の事務所として機能するために上記クリーニングが通常必要であるとはいいがたい。よって, 整理番号63の支出は, 議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出といわざるを得ない。

- (ウ) 整理番号209

整理番号209の支出は, 議員東原透による市政報告紙の郵送に係る費用であると認められ, 違法な支出とまでは認められない。

- (エ) 整理番号303

整理番号303の支出は, 辞書の購入に係る支出であるところ, 違法な支出といふべきでない。

- (オ) その他(ただし, 返還を受ける予定である支出を除く。)

その他の支出は, 議員が議員事務所等で使用する文具系消耗品, 事務機器に係る支出又は使用場所が明らかでない文具系消耗品, 事務機器等に係る支出であると認められるところ, 政務調査活動にのみ用いられて

いるという特段の事情は認められないから、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法である。

ケ 政隆会に係る支出の違法性は上記のとおりであり、違法な支出額は、別紙2「違法な支出額」のとおりとなる。よって、被告は、政隆会に対し、不当利得に基づき、違法な支出額合計126万5383円から預金利息6992円及び返還を受けた30万2040円を控除した95万6351円の返還請求権を有することになる。

(5) 市民ネット

ア 研究研修費

(ア) 整理番号5

整理番号5の支出は、議員近藤昭による「自治労中国地連自治体議員連合幹事会」への参加に係る支出(5000円)である(乙Eア2)。

上記会合に参加する目的は、中国地区5県の自治労出身地方議員との情報交換にあり、実際に参加した議員間で情報交換が行われると認められるから(乙Eア2)、上記会合に参加した目的やその会合の内容は市政に関連するものといえることができる。また、上記会合が飲食を伴っていたことを窺わせるに足りる事情はなく、支出額は上記会合の年会費に係るものと認められ(乙Eア32の1)、その金額も年会費として相当性を欠くものでない。

よって、整理番号5の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出と認めることはできない。

(イ) 整理番号7, 59

整理番号7, 59の支出は、議員鬼木のぞみによる「米子市政研究会」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、人権・環境・市民自治を基調とした地域社会作りを目的

としており、市民と意見交換をしたり、機関紙を発行したりする等、上記目的に沿う活動を行っている（乙Eア3）。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っているとして認められるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいふべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号7、59の支出は、違法とまで認められない。

(ウ) 整理番号8

整理番号8の支出は、議員鬼木のぞみによる「岡山県人権教育研究協議会」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、人権教育の理念を広めること、差別をなくす実践力を育てる教育と啓発の研究を進めること、共生社会の実現に寄与することを目的としており、会員の多くは教員で、研修会や教材開発、機関紙の発行をする等、上記目的に沿う活動を行っている（乙Eア4）。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っているとして認められるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいふべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号8の支出は、違法とまで認められない。

(エ) 整理番号9

整理番号9の支出は、議員鬼木のぞみによる「NPO法人岡山NPOセンター」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、NPO、市民活動団体、ボランティア活動団体等とのネットワークを構築しながら、社会全体の利益の増進に寄与することを目

的としており、研修会、情報の提供、行政や企業への政策の提言、機関紙の発行をする等、上記目的に沿う活動を行っている（乙Eア5）。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っていると認められるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいうべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号9の支出は、違法とまで認められない。

(オ) 整理番号10

整理番号10の支出は、議員鬼木のぞみによる、路面電車と都市の未来を考える会「RACDA」の団体会費に係る支出である。

上記支出は、ゆうあいクラブ研究研修費の整理番号1と同様の理由から、違法とまで認められない（乙Eア6）。

(カ) 整理番号11

整理番号11の支出は、議員鬼木のぞみによる「山西省・明らかにする会」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、中国における日本軍の性暴力の実態を明らかにし、損害賠償裁判を支援することを目的としており、実情把握に向けた取組み等、上記目的に沿う活動を行っている（乙Eア7）。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っていると認められるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいうべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号11の支出は、違法とまで認められない。

(キ) 整理番号17

整理番号17の支出は、議員近藤昭による「市民ネット勉強会」への参加に要した駐車料に係る支出である（乙Eア8）。

上記会合は、定例議会後に答弁内容の精査、確認、妥当性等を統括する勉強会であり（乙Eア8）、その目的及び内容と市政との関連性はあるといえる。よって、上記会合の参加に係る整理番号17の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であると認めることはできない。

(ク) 整理番号23, 24

整理番号23, 24の支出は、それぞれ研究研修会の際に出された夕食代に係る支出であるところ、上記会合において夕食時以外の日程をとることが困難であったとまで認められないし（仮に午後6時半からしか開催できなかったとしても、会合中に夕食をとることが必然である時間とまでいえない）、その内容からしても、食事を伴う必要性があるとはいえない（乙Eア11, 12）。よって、整理番号23, 24の支出は違法である。

(ケ) 整理番号26, 68

整理番号26, 68の支出は、議員井本文博及び同下市このみによる「自治研究センターおかやま」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、21世紀のあるべき自治の姿を求めることを目的としており、情報交換、意見交換、講演会、資料の作成等を行うことで上記目的に沿う活動を行っている（乙Eア24）。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っていると認められるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいふべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号26, 68の支出は、違

法とまで認められない。

(二) 整理番号 30

整理番号 30 の支出は、議員鬼木のぞみによる「特定非営利法人岡山市子どもセンター」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、子どもの社会参画の機会の拡充を図るとともに、子どもの豊かな成長に寄与することを目的としており、子どもの諸活動の企画運営及び支援事業、子どもの文化芸術活動に関する事業の企画運営及び支援事業、子どもに関する団体の支援事業、広報事業を行い、会員には各種案内と機関紙が届けられる等、上記目的に沿う活動を行っている(乙Eア13)。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っているとして認められるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいふべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号 30 の支出は、違法とまで認められない。

(三) 整理番号 33, 41

整理番号 33, 41 の支出は、議員鬼木のぞみによる「虹と緑政策情報センター」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、地方自治に関わる政策研究を目的としており、研究会や情報交換を主に行い、研究会では、福祉や公共交通、病院改革、財政健全化等を取り上げる等、上記目的に沿う活動を行っている(乙Eア14)。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っているとして認められるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいふべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号 33, 41 の支出は、違

法とまで認められない。

(シ) 整理番号 34

整理番号 34 の支出は、議員鬼木のぞみによる「岡山野宿生活者を支える会」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、野宿生活者の支援活動を目的とし、炊き出し、生活相談、健康相談、法律相談、自立に向けてのアフターフォロー等、上記目的に沿う活動を行っている（乙Eア15）。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っているとして認められるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいふべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号 34 の支出は、違法とまで認められない。

(ス) 整理番号 37

整理番号 37 の支出は、議員鬼木のぞみによる「まちづくり推進機構岡山」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、地域のまちづくり活動の支援を目的とし、ユニバーサルデザイン、防災、ワークショップ、実践を通して、まちづくり事業を行っている（乙Eア17）。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っているとして認められるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいふべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号 37 の支出は、違法とまで認められない。

(セ) 整理番号 46

整理番号46の支出は、議員鬼木のぞみによる「女性・地域ユニオン岡山」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、労働問題の解決を目指すことを目的としており、機関紙の発行や学習会等、上記目的に沿う活動を行っている（乙Eア18）。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っていると考えられるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいうべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号46の支出は、違法とまで認められない。

(イ) 整理番号64

整理番号64の支出は、議員下市このみによる「世界女性会議岡山連絡会」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、ジェンダー平等、女性の地位向上の推進を目的としており、世界女性会議、地域会議への参加、協力、学習会、研究会、シンポジウムの開催、ニュースレターの発行等、上記目的に沿う活動を行っている（乙Eア21）。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っていると考えられるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいうべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号64の支出は、違法とまで認められない。

(ロ) 整理番号65

整理番号65の支出は、議員下市このみによる「福祉オンブズおかやま」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、福祉に関する活動を行うことを目的としており、実際に、

介護保険や福祉に関する講演会の実施、福祉労働者の現状と課題に対する調査等を行っている（乙Eア22）。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っていると思われるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいふべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号65の支出は、違法とまで認められない。

()
(イ) 整理番号66

整理番号66の支出は、議員下市このみによる「『指導力不足等教員』問題を考える会」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、指導力不足等教員に関する問題について考えることを目的としている（乙Eア23）。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っていると思われるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいふべきでない。

()
上記事情から、上記団体会費に係る整理番号66の支出は、違法とまで認められない。

(イ) 整理番号69

整理番号69の支出は、議員下市このみによる「NPO平和活動推進岡山市民協議会」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、平和の推進に寄与することを目的としており、岡山空襲資料の展示、機関紙の発行等を行い、平和資料館の建設に向けた活動を行っている（乙Eア25）。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っていると思われるから、上記団体の会員として活動することは

市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいふべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号69の支出は、違法とまで認められない。

(7) 整理番号70

整理番号70の支出は、議員下市このみによる「東部地区図書館を創る会」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、図書館の開設に向けて、市長候補への公開質問状の送付、情報交換、学習会、機関紙の発行等を行っている(乙Eア26)。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っていると思われるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいふべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号70の支出は、違法とまで認められない。

(8) 整理番号71

整理番号71の支出は、議員下市このみによる「おかやまエネルギーの未来を考える会」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、自然エネルギー、省エネルギーを推進することで地球環境を保全し、地球温暖化を防止して、持続可能な社会の実現を目指しており、工場見学や地球温暖化に関する講演会、機関紙の発行等を行っている(乙Eア27)。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っていると思われるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいふべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号71の支出は、違法とまで認められない。

(ナ) 整理番号73

整理番号73の支出は、議員下市このみによる、「おひさま基金」に係る支出である。

上記支出は、「おかやまエネルギーの未来を考える会」の活動を支えるための寄付に係るものと認められ(乙Eア27, 28), 議員の行う調査研究活動に用いられたものとはいえない。よって、整理番号73の支出は違法であると認められる。

(ニ) 整理番号74

整理番号74の支出は、議員下市このみによる、原告の団体会費に係る支出である。

原告は、公文書の分析、分析結果の市民への公表等を行っており(乙Eア29), 市政と関連する活動を行っていると認められるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいうべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号74の支出は、違法とまで認められない。

(ヌ) 整理番号83, 84

整理番号83の支出は、市民ネットの議員らが参加した元地方議会議員柿本健治を講師とした勉強会の講師謝礼に係る支出(5000円)であり、整理番号84の支出は、上記会合の昼食代に係る支出である。

上記会合は、自治体財政の勉強を行うことを目的としており、その内容は、地方財政、公共事業に係る契約に精通している元地方議会議員を講師に招いて、財政健全化法、自治体行政の今後につき学ぶというもの

であり、その目的及び内容は市政と関連しているということができる。また、上記元議員を講師とすること及びその支出額も相当である。原告は、落選中の上記元議員に対する講師謝礼の実質は「カンパ」であると主張するが、落選中の元議員であっても、地方財政、公共事業に係る契約に精通している者であれば講師としてふさわしいし、上記会合の内容や講師謝礼額に鑑み、講師謝礼の実質が「カンパ」であるとまで評価することはできない。よって、上記会合の講師謝礼に係る整理番号83の支出は、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまで認めることはできない。

一方、上記会合について、昼食時以外に開催することが困難であったとか、食事を伴うべき性質のものであったといはいえない。よって、食事代に係る整理番号84の支出は違法である。

(ネ) 整理番号85

整理番号85の支出は、議員鬼木のぞみによる、「コスタリカ交流協会」の団体会費に係る支出である。

上記団体は、コスタリカ共和国との文化、教育、産業、スポーツ等の交流を通じて世界の平和と安定に寄与することを目的としており、上記目的を達成すべく、情報収集、情報交換、機関紙の発行等を行っている(乙Eア31)。よって、上記団体は、市政と関連する活動を行っていると認められるから、上記団体の会員として活動することは市政と関連するものであり、そのために必要となる会費を、議員の行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠く支出とまでいふべきでない。

上記事情から、上記団体会費に係る整理番号85の支出は、違法とまで認められない。

イ 調査旅費

(ア) 整理番号1

整理番号1の支出は、「岡山市・新竹市友好都市議員連盟友好訪問団」20名により平成20年1月8日から同月11日の3泊4日にわたって実施された、台湾の貴雄市、新竹市及び台北市の訪問、視察に係るものである。

上記視察に係る支出は、新風会調査旅費の整理番号791、792と同様の理由から、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまで認めることはできない（乙Eイ21の1、乙Eイ22の1ないし4）。

(イ) 整理番号7、9

整理番号7の支出は、平成19年10月10日から同月13日の3泊4日にわたって実施された、北朝鮮の視察に係る交通費、現地での宿泊費等であり、整理番号9の支出は、同月9日に関西空港近隣に宿泊した際に要した支出である。上記視察には、議会、労働団体、医療関係者等で編成した14名が参加した。

上記視察の目的は、北朝鮮の現状を把握し、親善を深めることにあり、その主な内容は、市街地、農村地域、文化施設、病院等の視察、労働界、医療、教育関係者への訪問等であり、上記目的との関連性が認められる（乙Eイ3の1及び2、乙Eイ21の1及び2）。また、その支出額は20万円と高額ではあるものの、視察場所やその内容に比し相当性を欠くものではない。

よって、上記視察に係る整理番号7の支出は、その全額につき、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまでいうことはできない。

また、上記視察の初日には、午前10時に関西空港を出発する飛行機が利用されたことに鑑みると（弁論の前趣旨）、岡山市から上記視察に参加する場合、その前日に関西空港近隣に宿泊する必要があったといえ

るし、その宿泊費に係る整理番号9の支出は、支出額が7530円と、宿泊費として相当性を欠くものでない。よって、整理番号9の支出についても、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまでいうことはできない。

(ウ) 整理番号8

整理番号8の支出は、平成19年10月17日から同月20日の3泊4日にわたって実施された、台湾新竹市の視察に係るものである。上記視察には、議員、岡山市副市長、その他一般市民も参加した。

上記視察に係る支出は、ゆうあいクラブ調査旅費の整理番号96と同様の理由から、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまでいうことはできない（乙Eイ2及び4）。

(エ) その他（ただし、原告が是認している支出及び原告の主張を被告が認め返還を受けている支出を除く。）

その他の支出は、駐車、JR乗車、有料道路使用に係る支出であるところ、乙Eイ16ないし18によっても、駐車、JR乗車、有料道路使用の目的は不明であり、市政に関する調査を行うために要したものか疑わしさを生じさせるから、支出は違法であるというべきである。

ウ 資料作成費

(ア) 整理番号1ないし5

整理番号1ないし5の支出は、平成19年10月10日から同月13日の3泊4日にわたって実施された、北朝鮮の視察に係る写真現像、焼増し、資料作成代である。上記視察が、議員の行う調査研究活動に該当しないといえないことは、前述のとおり（調査旅費の整理番号7、9の項目）であり、上記視察に係る写真の現像、資料の作成は、政務調査活動に使用するものと推認されるし、その支出額も相当性を欠くものでな

い。よって、整理番号1ないし5の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出とまでいうことはできない。

(イ) 整理番号7ないし12, 28, 29

上記各支出は、事務用品代、コピー代に係る支出であるところ、政務調査活動のために購入、使用されたものか明らかになっていない。よって、50%で案分した限度を超えた支出は違法であると認めるべきである。

(ウ) その他(ただし、原告が是認している支出を除く。)

その他の支出は、市政報告紙、情報公開制度運用状況に係る調査、ホームレス施策に係るコピー及び写真現像代、本会議質問時のテープ起こしに係る支出であり(乙Eウ12ないし15)、市政報告に用いる資料を作成するためのものであるということが出来る。

よって、上記各支出は、違法な支出であるとは認められない。

エ 資料購入費

(ア) 整理番号33

整理番号33の支出は、議員近藤昭による岡山市の地図6枚(320円×6枚=1920円)とインク代(1760円)に係る支出である(甲Eエ21、弁論の全趣旨)。

地図については、6枚購入されており、これらが同一の物か否かは明らかになっておらず、政務調査活動のために上記議員が同一の地図を6枚購入する必要があるとは認められないから、1枚分の購入に係る支出(320円)のみ違法でなく、他は違法であるというべきである。

インクについては、政務調査活動のために購入、使用されたものか明らかになっていない。よって、50%で案分した限度を超えた支出(880円)は違法であると認めるべきである。

(イ) 整理番号61のうち、「ヤフー・オークション公式ガイド」に係る部分

上記支出は、ネットオークションガイドの購入に係る支出である。

上記資料は、一般教養、趣味の範囲に属するきらいもあるが、同資料中には、ネットオークショントラブルに関する記載もある(乙Eエ6)。そして、インターネット取引による詐欺行為やトラブル等に関する情報収集をすることは市政と関連するものといえるから、上記資料を購入するのに要する上記支出が、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまで認めることはできない。

(ウ) 整理番号69

整理番号69の支出は、議員羽場頼三郎による「岡山部落解放研究所」の発行する資料の購入に係る支出と認められる(乙Eイ22の1及び5, 乙Eエ8, 弁論の全趣旨)。

上記資料は、差別問題についての資料となるものであり、その内容と市政との関連性を有するから、その購入に係る整理番号69の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまで認めることはできない。

(エ) 整理番号94

整理番号94の支出は、議員下市このみによる婦人民主新聞「ふえみん」の購入に係る支出であると認められる(乙Eエ10)。

上記資料は、環境問題、国際問題、性同一性障害等、市政と関連する事項を取り上げているものであり(乙Eエ10, 弁論の全趣旨)、その内容と市政との関連性を有するから、その購入に係る整理番号94の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまで認めることはできない。

(イ) 整理番号 97

整理番号 97 の支出は、NPO 法人ネットワーク地球村の発行する「地球村通信」の購入に係る支出であると認められる（乙 E エ 10）。

上記資料では、主に地球環境問題について取り上げられており（乙 E エ 10）、その内容と市政との関連性を有するといえる。よって、上記資料の購入に係る整理番号 97 の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまで認めることはできない。

(カ) 整理番号 106, 126

整理番号 106, 126 の支出は、「女性会議」が定期的に発行している資料の購入に係る支出であると認められる（乙 E エ 10）。

上記資料では、高齢者問題やジェンダーについて取り上げられており（乙 E エ 10）、その内容と市政との関連性を有するといえる。よって、上記資料の購入に係る整理番号 106, 126 の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまで認めることはできない。

(キ) 整理番号 127

整理番号 127 の支出は、議員下市このみの開設・運営するホームページに係る支出である。上記議員のホームページは、議会活動や市政に関する報告に相当程度のスペースが割かれている一方で、上記議員の顔写真やプロフィール、イベントに関する情報等も掲載されており、政務調査活動とはいいがたい議員個人の宣伝等もまた重要な目的となっている印象を受ける（乙 E エ 11）。よって、整理番号 127 の支出については、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法というべきである。

(ク) 整理番号 135

整理番号 135 の支出は、議員下市このみによる「保育園を考える親

の会」が発行する資料の購入に係る支出であると認められる（乙Eエ10）。

上記資料は、地方公共団体の保育力充実度や保育園の民営化の検証等、市政と関連する事項を取り上げているものであり（乙Eエ10、弁論の全趣旨）、その内容と市政との関連性を有するから、その購入に係る整理番号135の支出は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている違法な支出であるとまで認めることはできない。

(ウ) その他（ただし、原告が是認している支出を除く。）

その他の支出は、新聞代、住宅地図、地図、所属政党又は議員の関係団体の機関誌の購入に係る支出であるところ、上記各支出は、購読場所如何にかかわらず、全額違法な支出というべきでない。

オ 広報費

(ア) 整理番号2, 24, 30, 91ないし93, 102

上記各支出は、インク代、ハガキ代、切手代、コピー代に係る支出であるところ、政務調査活動のために購入、使用されたものか明らかになっていない。よって、50%で案分した限度を超えた支出は違法であると認めるべきである。

(イ) その他（ただし、原告の主張を被告が認め返還を受けている支出を除く。）

その他の支出は、議員の発行する市政報告紙、ハガキによる市政報告、市政報告会に係る費用であると認められ、上記各支出は、違法な支出とまでは認められない（甲Eオ6の2, 甲Eオ15の2, 甲Eオ23の2, 甲Eオ25の2, 甲Eオ29の2, 甲Eオ31の2, 乙Eオ1ないし18, 乙Eオ11ないし13, 乙Eオ15及び16, 弁論の全趣旨）。

原告は、整理番号22のケーキ代に係る支出が、市政報告会に係る茶

菓子代としては高額であると主張する。たしかに、市政報告会の場で提供するものとして、ケーキはやや高額である印象を受けなくはないが、相当性を欠くとまではいえず、違法な支出とまでは認められない。

カ 広聴費

原告が問題にしている支出は、市民相談に際し要した駐車料、市政報告会の会場費、会派控室での広聴の際に用いられる茶菓子代に係る支出であると認められ（乙Eカ1ないし4）、違法な支出とまでいふべきでない。

キ 人件費

原告が問題としている人件費に係る支出は、市政報告等に係る事務補助のために雇用された職員に係るものであり、専ら政務調査活動を補助する職員として雇用されたことについて疑いを生じさせるに足りる事情まで認められないから、違法な支出とまでは認められない。

ク 事務費

(ア) 整理番号12, 14, 15

整理番号12, 14, 15の支出は、市政報告、議会資料等の送付に係る支出であると認められ（乙Eク4, 乙Eク6ないし7, 弁論の全趣旨）、その全額につき違法な支出とまでいふべきでない。

(イ) 整理番号74, 76, 79, 87, 96, 104, 113, 122, 129

上記各支出は、議員の携帯電話代に係る支出であり、33%で案分し、その限度を超えた支出を違法というべきである。

(ウ) 整理番号135, 136, 138, 139, 141ないし143, 145, 147ないし150, 154, 156

上記各支出は、会派控室の電話代、事務用品、事務機器等に係る支出と認められ（弁論の全趣旨）、違法な支出とまでいふべきでない。

(エ) その他（原告が是認している支出を除く。）

整理番号130の支出は、収入印紙の購入に係る支出であるところ、通常、収入印紙が政務調査活動に必要であるとは考えにくいから、上記支出が政務調査活動に用いられたものか疑わしい。しかしながら、それを覆すに足りる反証はされていないから、整理番号130の支出は違法というべきである。

その他の支出は、議員が議員事務所等で使用する文具系消耗品、事務機器、備品、インターネットの利用等に係る支出又は使用場所が明らかでない文具系消耗品、事務機器、備品等に係る支出であると認められるところ、政務調査活動にのみ用いられているという特段の事情は認められないから、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法である。

ケ 雑費

(ア) 整理番号2

整理番号2の支出は、印紙代ということ以外明らかになっておらず、市政に関する調査を行うために要したものは疑わしいから、全額につき違法な支出というべきである。

(イ) 整理番号3

整理番号3の支出は、新聞代の個人購読に係る支出であるところ、全額につき違法な支出というべきでない。

(ウ) 整理番号4

整理番号4の支出は、政務調査費が振り込まれる銀行口座のキャッシュカードを紛失したため再交付した際に要した支出である。

上記カードが政務調査事務を円滑に行う上で必要であることは認められるものの、政務調査費が公益性のある補助金でまかなわれていることに鑑みれば、再交付に係る費用まで政務調査費として認めるべきでない。よって、上記支出は違法であると認められる。

(エ) 整理番号7

整理番号7の支出は、インターネットの利用に係る支出であるところ、政務調査活動にのみ用いられているという特段の事情は認められないから、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法である。

コ 市民ネットに係る支出の違法性は上記のとおりであり、違法な支出額は、別紙2「違法な支出額」のとおりとなる。よって、被告は、市民ネットに対し、不当利得に基づき、違法な支出額合計91万9447円から預金利息317円、不足額と申告された39万3174円及び返還を受けた21万7412円を控除した30万8544円の返還請求権を有することになる。

(6) 日本共産党岡山市議団

ア 資料購入費

原告が問題にしている支出は、新聞代（業界紙も含む。）、地図、住宅地図、所属政党又は関係団体の機関誌、新聞等の購入に係る支出であるところ、上記各支出は、購読場所如何にかかわらず、違法な支出というべきでない。

イ 広報費

原告が問題視している支出は、会派及び議員の発行する市政報告紙に係る費用であると認められ、違法な支出とまでは認められない（乙Fオ1ないし3（枝番を含む。）、弁論の全趣旨）。

原告は、整理番号46ないし48、60の切手代、整理番号52ないし59、61ないし63の印刷代に係る支出が、いずれも平成20年3月25日から同月31日にかけてのものであるところ、その間に郵送、印刷を要する市政報告紙は6種類であることに照らすと（それ以前は21種類の印刷、郵送を必要とした）、支出額が高額に過ぎ、上記各支出は翌年繰越しのためであると考えられる旨主張する。しかしながら、同月26日辺りまで議会が多忙であること、同日辺りに市民に発信すべき情報もあること

等を考慮すると（乙Fオ3の2），上記各支出が平成19年度の市政報告紙に係る支出であることに疑いを生じさせるに足りる事情まではないから，上記各支出を違法とまでいうことはできない。

ウ 広聴費

原告が問題にしている支出は，広聴会の案内を郵送する際に要した支出であると認められ（乙Fカ1），違法な支出とまでいうべきでない。

エ 人件費

原告が問題としている人件費に係る支出は，会派が雇用する職員に関するものであり，専ら政務調査活動を補助する職員として雇用されたことについて疑いを生じさせるに足りる事情まで認められないから（乙Fキ1），違法な支出とまでは認められない。

オ 事務費

(ア) 整理番号59

整理番号59の支出は，議員の発行する市政報告紙を送付する封筒の印刷費用であると認められ（乙Fク2），違法な支出とまでは認められない

(イ) その他

その他の支出は，会派控室の電話・FAX代，事務用品，事務機器等に係る支出と認められ（乙Fク1，弁論の全趣旨），その全額につき違法な支出とまでいうべきでない。

カ 以上のおりであるから，日本共産党岡山市議団の支出に違法はなく，被告は日本共産党岡山市議団に対し不当利得に基づく返還請求権を有しない。

3 争点(3)（違法に怠る事実の有無）について

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条，地方自治法施行令171条から同条の7までの規定によれば，客観的に存在する債

権を理由もなく放置したり，免除したりすることは許されず，原則として，地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないと解すべきである（最高裁判所平成16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892号）。そして，被告は，日本共産党岡山市議団を除く本件各会派に対し不当利得返還請求権を有しており，そのことを認識できないような事情も，その他権限不行使を正当化する事情も認められない。

よって，被告は，上記各不当利得返還請求権の行使を違法に怠っているものというべきである。

4 争点(4) (附帯請求の起算日，原告が民法704条にいう「悪意の受益者」に当たるか) について

原告は，本件各会派が利得につき悪意であると主張するが，本件各会派は，原告による監査請求の結果，本件各支出のうち，違法であるとの指摘を受けた支出に相当する金額は岡山市に返還し，その一方で，違法でないと言われた支出については適法性を主張していること，被告も本件口頭弁論終結に至るまで，上記各支出を適法であるとして争っていたことからすると，本件口頭弁論終結に至るまでの間に，監査請求の結果として違法でないと言われた支出の違法性を本件各会派が認識していたとまではいえず，他に，上記認識を認めるに足りる確かな証拠もないのであって，本件各会派が悪意であったとは認めるに足りない。

よって，原告の民法704条に基づく利息金の支払に関する請求は理由がない。

第4 結論

以上によれば，原告は，地方自治法242条の2第1項4号に基づき，被告に対し，新風会に不当利得金103万1495円の，被告補助参加人に19万3847円の，ゆうあいクラブに202万1975円の，政隆会に95万6351円の，市民ネットに30万8544円の各支払を請求するよう求めること

ができるというべきである。

よって、原告の請求は、上記の限度で理由があるから認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 山 口 浩 司

() 裁判官 世 森 亮 次

裁判官 琴 岡 佳 美

()